今須宿問屋場（旧山崎家住宅）保存活用ビジョン

令和８（2026）年３月

関ケ原町

序章　はじめに

関ケ原町は岐阜県の西端に位置し、北は伊吹山を主峰とする伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれています。平野部でも海抜100m～200mの高低差があり、変化の多い地形が特徴で、東西8.1km、南北12.5kmの町です。町土の約80％を山林が占め、豊かな緑と史跡に恵まれ、古来より交通の要衝として栄え、また天下分け目の戦いが二度（壬申の乱・関ケ原の戦い）行われた地としても有名です。

近世に入り江戸幕府により五街道の１つであり重要な交通路である中山道が整備され、本町域には中山道に関ケ原宿及び今須宿、そして北国街道（北国脇往還）に玉宿が置かれ、南に伊勢街道も交わることも相まって、多くの通行、物流の拠点として、大いに賑わいました。

中でも今須宿は、美濃16宿において人口、長さともに上位に位置し、有数の宿場町として全国的にも珍しく７軒の問屋場がありましたが、そのうちの旧山崎家住宅が現存し、当時の繁栄ぶりを今に伝えています。令和６（2024）年度に調査を行ったところ、文政11（1828）年の建築であったとともに、当時の建築技術や工法などを現在に伝えており、文化財的価値が高いことが明らかになったため、町有形文化財に指定したところです。

今須宿問屋場（旧山崎家住宅）（以下、「当問屋場」という。）を町民の誇りとなるかけがえのない歴史的建造物として、町を挙げて保存・整備に取り組み、その歴史的価値を広く発信するとともに、地域活性化に資する拠点として町民や観光客に向けて積極的に活用し、その価値を次世代へ確実に継承するための指針として、本書のとおり、「今須宿問屋場（旧山崎家住宅）保存活用ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）」を策定します。

今後は本ビジョンに基づいた取組みを進めますが、地域住民をはじめ、各関係者との協働により、当問屋場の適切な保存・管理、そして整備・活用を推進します。

本ビジョンの策定にあたり、多大なるご支援、ご協力を賜りました関ケ原町文化財保護審議会の委員方をはじめ、中山道今須宿周辺検討会の参加者、その他関係各位のご尽力に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和８（2026）年３月

関ケ原町長　西脇　康世

例　言

１．本書は、岐阜県不破郡関ケ原町大字今須に所在する今須宿問屋場（旧山崎家住宅）について、令和７年度岐阜県市町村支援補助金を受けて策定した、今須宿問屋場（旧山崎家住宅）保存活用ビジョンである。

２．本書の策定にあたっては、関ケ原町文化財保護審議会委員における調査審議を実施した。また、関ケ原町が学識経験者への意見聴取を行ったほか、各委員には審議会での審議以外において、専門的見地からの指導を現地等で随時いただいた。

３．本ビジョンに掲載した図版は、関ケ原町または委託業者（株式会社国際開発コンサルタンツ）が作成したものを使用したが、一部で既知の文献等を使用した。典拠については、表題に併記している。また、掲載している写真については特に断りの無い限り、関ケ原町または公益社団法人岐阜県建築士会が撮影したものである。

４．本ビジョンの編集・執筆は、関ケ原町古戦場活用推進課が担当した。

５．本書の作成にあたり、関ケ原町文化財保護審議会委員及び中山道今須宿周辺検討会に参加いただいた地元関係者のほか、次の機関・個人に多大なご協力とご指導を賜った。記して厚くお礼申し上げる次第である。

公益社団法人岐阜県建築士会、鈴木隆雄氏（美濃文化総合研究会）

目　次

序章　はじめに
例言

第１章　ビジョン策定の沿革と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１　ビジョン策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　ビジョンの目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３　文化財保護審議会等開催の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　今須宿問屋場（旧山崎家住宅）の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　7
１　今須宿周辺の地勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
２　今須宿問屋場周辺の歴史と今須宿問屋場（旧山崎家住宅）の沿革　・・　8
３　今須宿問屋場（旧山崎家住宅）に関する調査等の状況　・・・・・・・　12
４　各種法令による規制等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

第３章　現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
１　保存の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
２　活用の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

第４章　基本方針と計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
１　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
２　計画期間・年次計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
３　計画の対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

第５章　保存管理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
１　保護の方針及び建造物の部分・部位の基準設定　・・・・・・・・・・・　35
２　現状変更等の取扱い基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
３　防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
４　環境保全計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
５　耐震改修計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

第６章　活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
１　公開活用の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
２　公開活用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44

第７章　運営体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
１　保存管理・活用・整備等の運営と体制　・・・・・・・・・・・・・・・・　48
２　地域住民の参画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

第８章　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
１　整備の優先順位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
２　随時見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

第１章　ビジョン策定の沿革と目的

１　ビジョン策定の経緯

近世に入り江戸幕府によって中山道が整備されると、中山道には関ケ原宿及び今須宿が、また北国街道（北国脇往還）には玉宿が置かれ、さらに南には伊勢街道が交わる交通の要衝として発展した。これにより関ケ原町周辺は人や物資の往来が集中する拠点となり、美濃16宿の中でも、今須宿及び関ケ原宿は人口規模や宿場の延長距離において上位に位置するなど、有数の宿場町として大いに賑わいを見せた。

中でも今須宿は、全国的にも珍しい７軒もの問屋場を有していたことで知られている。そのうちの一つである旧山崎家住宅は現存しており、当時の宿場町としての繁栄の様子を今に伝える貴重な建造物である。

令和６（2024）年度に実施した調査により、当問屋場は文政11（1828）年の建築であることが明らかとなり、当時の建築技術や工法を良好な状態で現在に伝えている点において、高い文化財的価値を有することが確認されたことを踏まえ、当問屋場は、令和７（2025）年２月に関ケ原町有形文化財として指定し、同年８月から関ケ原町が所有権を有することとなった。

今後、今須地区の歴史・文化を発信する拠点として、町民はもとより観光客に向けた公開及び活用を進めるため、当問屋場を歴史的建造物として適切に保存・管理するとともに、積極的な活用を図り、その意義や価値を次世代へ確実に継承していくことを目的として、本ビジョンを策定する。

２　ビジョンの目的

本ビジョンにおいて整理した当問屋場の建築当初の特徴的な構造等、文化的・意匠的に価値が高い部分を十分考慮しつつ、本ビジョンでは当問屋場の保存・管理、そして整備・活用に資するための指針を策定したものである。

３　文化財保護審議会等開催の経緯

○文化財保護審議会

本ビジョンの策定にあたって、関ケ原町では令和６（2024）年度より学識経験者等からなる「関ケ原町文化財保護審議会」（以下、「審議会」という。）にて、当問屋場の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行った。

審議会は令和６（2024）年11月から計４回開催し、町長の諮問に応じて、調査審議した内容を町長へ建議し、関ケ原町は建議を踏まえ、本ビジョンを策定した。審議会の委員構成、審議会条例、主な審議内容については以下のとおりである。

関ケ原町文化財保護審議会名簿（敬称略、令和６（2024）年度末現在）

役職名	氏名
中央公民館館長	西脇　優
県文化財保護巡視員	髙木　優榮
元教員	谷口　比苗
聖蓮寺住職、元教員	三和　正英
史跡ガイド	池側　誠
史跡ガイド	三和　敏郎
史跡ガイド	吉澤　廣幸

関ケ原町文化財保護審議会名簿（敬称略、令和７（2025）年度末現在）

役職名	氏名
せきがはら史跡ガイド 史跡関ケ原古戦場保存整備検討委員会委員	池側　誠
有限会社　根尾開発　樹木医	大平　猛司
岐阜工業高等専門学校　建築学科准教授 関ケ原町景観審議会委員 史跡関ケ原古戦場保存整備検討委員会委員	櫻木　耕史
岐阜県建築士会まちづくり委員会委員長	髙野　栄子
元岐阜県博物館館長 県文化財エキスパート 揖斐川町文化財保護協会会長	高橋　宏之
岐阜聖徳学園大学特別研究員 元大垣市文化振興課長	中井　正幸
聖蓮寺住職 県文化財保護巡視員	三和　正英

関ケ原町文化財保護審議会条例

（設置）

第１条　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１９０条第１項の規定に基づき、関ケ原町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して町長に建議する。

２　審議会は、文化財保護法の規定により審議会の意見を聴くこととされる事項について、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員７人以内で組織する。

２　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第４条　委員及び臨時委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

第５条　委員の任期は、２年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは退任するものとする。

３　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第６条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会の会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第７条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

○開催の経緯

審議会の経過・主な審議内容は以下のとおりである。

日程		主な審議内容
令和６年度 第１回審議会	令和６（2024）年 11月22日	・当問屋場について
令和６年度 第２回審議会	令和７（2025）年 １月27日	・当問屋場の現地視察 ・当問屋場の関ケ原町有形文化財への指定について
令和７年度 第１回審議会	令和７（2025）年 11月25日	・当問屋場の保存活用ビジョン案に関する意見交換
令和７年度 第２回審議会	令和８（2026）年 ３月５日	・当問屋場の保存活用ビジョン最終案に関する意見交換 ・建議（当問屋場の保存・活用・管理等）

○中山道今須宿周辺検討会

当問屋場を中山道今須宿周辺の核として位置づけ、目指すべき中山道今須宿周辺像を検討するため、関ケ原町では地元関係者や関係団体（今須地域おこし協力会（以下、「ITO」という。））等からなる「中山道今須宿周辺検討会」（以下、「検討会」という。）を設置、意見交換を行った。

検討会は令和７（2025）年７月から計３回開催、そのとりまとめ結果を十分考慮のうえ、本ビジョンを策定した。検討会の委員構成、主な議題内容については以下のとおりである。

中山道今須宿周辺検討会名簿（敬称略、令和７（2025）年度末現在）

	役職名等	氏名
自治会	門前自治会長	矢野　國昭
	今須中町自治会長（今須区長）	山田　道也
	今須西町自治会長	西村　勝美
	門間自治会長	氏縄　和広
ＩＴＯ	ITO会長	吉田　儀一
	ITO会員	松井　雄次
	ITO会員	三和　敏郎
	ITO会員	山口　雅生
文化財保護審議会	岐阜工業高等専門学校　建築学科准教授	櫻木　耕史
	岐阜県建築士会まちづくり委員会委員長	髙野　栄子
	元岐阜県博物館館長	高橋　宏之

○開催の経緯

検討会の経過・開催概要は以下のとおりである。

日程		主な審議内容
第１回検討会	令和７（2025）年 ７月12日	・中山道今須宿周辺像について
第２回委員会	令和７（2025）年 11月18日	・目指すべき中山道今須宿周辺像案に関する意見交換
第３回委員会	令和８（2026）年 ２月20日	・目指すべき中山道今須宿周辺像最終案に関する意見交換 ・上記の実現に向けて重点的に推進する取組み案に関する意見交換

目指すべき中山道今須宿周辺像の位置づけ

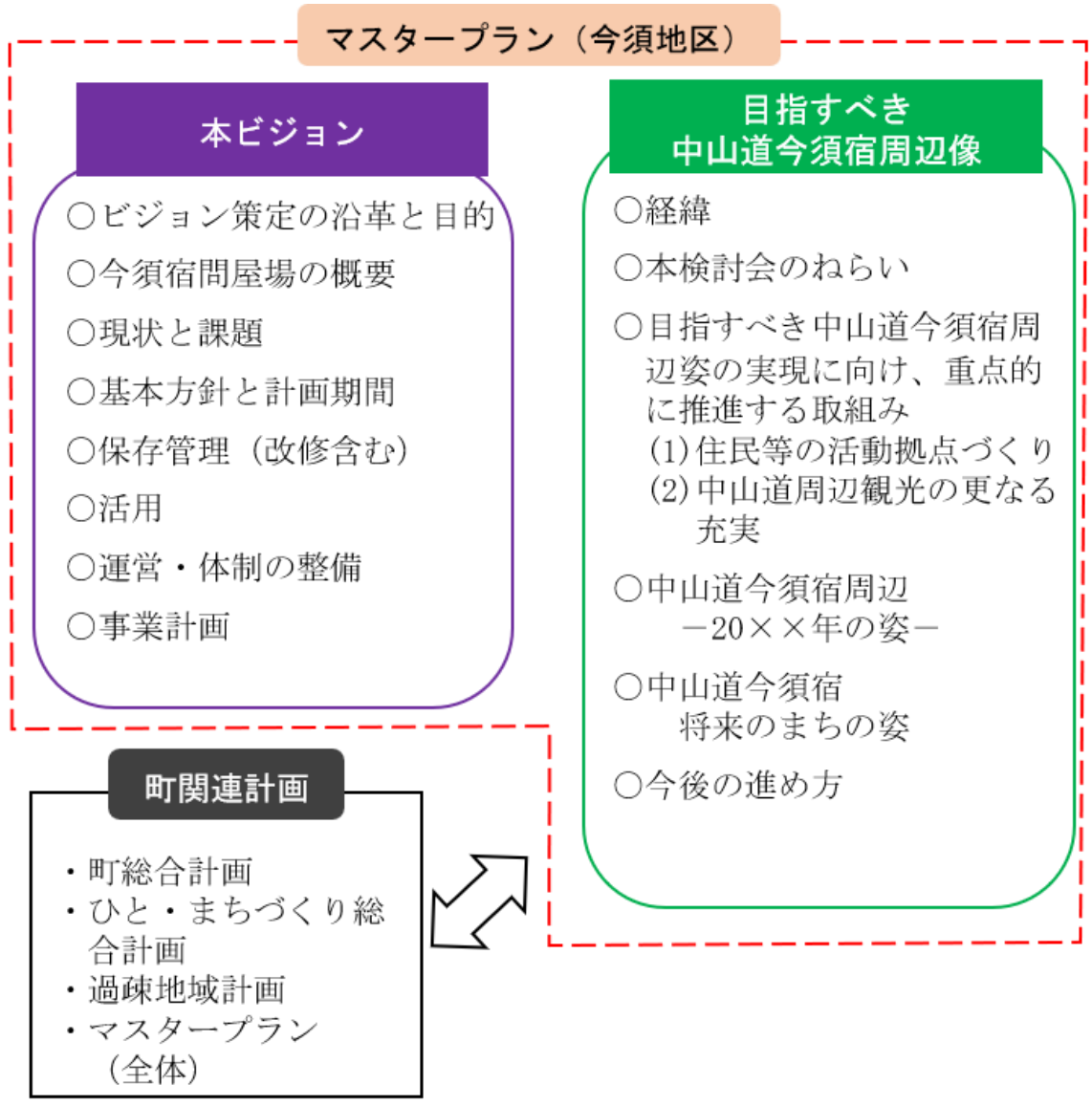

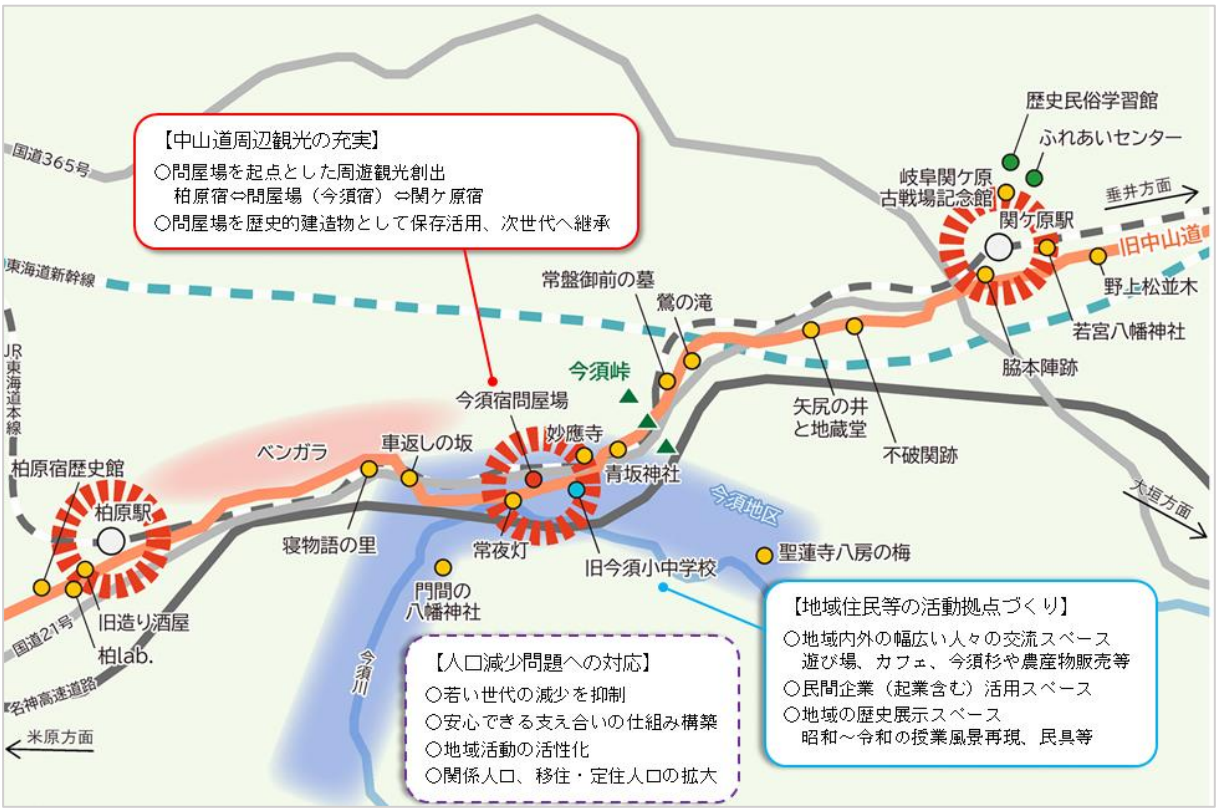

図１：中山道今須宿周辺　20××年の姿
「目指すべき中山道今須宿周辺像について」より

図２：中山道今須宿　将来のまちの姿（イメージ）
「目指すべき中山道今須宿周辺像について」より

第２章　今須宿問屋場（旧山崎家住宅）の概要

１　今須宿周辺の地勢

○位置

当問屋場の所在する関ケ原町は、岐阜県南西部に位置し、北は揖斐郡揖斐川町、東は不破郡垂井町、南は大垣市、西は滋賀県米原市に接する。町域は名古屋・京都の都市部から100km圏内にあり、ＪＲ東海道本線、ＪＲ東海道新幹線、名神高速道路、国道21号、国道365号が交差する交通の要衝となっている。

愛知県、岐阜県、三重県の３県にまたがる東海環状自動車道の全線開通が間近に迫り、交通アクセスの改善に伴い、当問屋場へのアクセスが容易になることが予想される。

当問屋場は、今須地区を東西に貫く、旧中山道（町道中山道今須宿線）沿いのほぼ中央部に位置する。街道に沿って妙応寺（創建　正平15（1360）年　曹洞宗）や永代常夜灯、車返しの坂、県境の寝物語の里などの歴史遺産が点在している。

図２：広域位置図（地理院地図を一部改変）

○自然的環境

関ケ原町の総面積は49.28㎢で、東西約8.1㎞、南北約12.5㎞と、南北に長い町域を有している。北は伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれ、平野部でも海抜100～200ｍの高低差があり、変化の多い地域となっている。町土の約80％を山林が占め、平野部は極めて少ないが、豊かな緑に恵まれている。東西文化圏の境界付近にあり、南北を山地に挟まれているという地形的特徴から、東西の交通路が集中する交通の要衝としての性格をもっている。

関ケ原町の気候は、太平洋型の気候が特徴の東海気候型区に分類されているものの、脊梁山脈の途切れている関ケ原町付近では、冬季は時として多量の降雪をもたらす日本海型気候の特徴が表れ、伊吹山の南麓にあたる関ケ原町北部では更にその傾向が強くなる。ただし、近年の温暖化により、以前のような豪雪は少なくなってきている。

２　今須宿問屋場周辺の歴史と今須宿問屋場（旧山崎家住宅）の沿革

○宿場の中の問屋場

今須宿が置かれた中山道は、東海道・日光道中・甲州道中・奥州道中とともに、江戸時代に整備された五街道の一つとして知られ、江戸日本橋を起点として京都に至る主要幹線である。

関ケ原町内には関ケ原宿および今須宿の２つの宿場が設けられ、両宿間、ならびに今須宿と柏原宿との間には、街道の両側に一里塚が築造されるなど、旅行者の利便性が図られていた。

一般的に、宿場の中央部には問屋場が設けられ、高札が掲げられるとともに、本陣や旅籠屋などの主要な旅宿、商家が集中して立地していた。宿場は宿役人によって運営されており、その中でも特に重要な役職が問屋であったとされる。問屋は、人馬の継ぎ立てや旅行者の休泊など、宿場運営の根幹に関わる業務をつかさどり、宿内における最高責任者の役割を担っていた。

歌川広重画「東海道五十三次　藤枝」問屋場の風景部改変）

また、問屋を補佐する役職として、数名の年寄が置かれ、これに役人の筆頭である庄屋を加えた問屋・年寄・庄屋の三者を「宿方三役」と称し、この三役が宿役人の中核を成していた。

この問屋が常駐し、宿場運営に関する諸業務をつかさどった施設が問屋場であり、宿場の中心的な行政機関である。問屋場には、問屋および年寄のほか、問屋場下役と呼ばれる帳付（ちょうづけ）や馬指（うまさし）などが詰め、人馬継ぎ立てに関する実務を担当した。帳付は毎日問屋場に出勤し、人馬の出入りや賃銭などを明確に記帳する書記的な役割を担い、馬指は帳付の指示のもと、宿駅および助郷人馬に対する荷物の割り振りを行った。

さらに、大名や姫君などの大規模な通行がある場合には、帳付の下に帳付加役などの役人が配置され、総出で対応に当たったとされている。

○今須宿の概要

今須村が宿場として成立したのは、中山道に伝馬制が敷かれた慶長７（1602）と伝えられている。慶長 18（1613）年８月の史料「諸証文写」には「います町中」との記載が確認され、当時すでに町場として形成されていたことがうかがえる。

また、慶長 11（1606）年には、関ケ原宿の問屋と今須宿・柏原宿の問屋との間で、中山道上り荷物の取扱いをめぐる争論が発生した記録が残されている。その後、約 10 年にわたり、荷物の取継ぎに関する取り決めを巡って幾度となく争いが生じており、交通の要衝に位置する今須宿および関ケ原宿では、人馬の継ぎ立てに伴う負担が大きく、対立が生じやすい状況にあったものと考えられる。

記録が残る天保期の今須宿の状況についてみてみると、宿内の街並の延長は東西 10 町 55 間（約 1.19㎞）に及び、家数は 464 軒、人口は 1,784 人を数えた。このうち、本陣１軒、脇本陣２軒、旅籠屋 13 軒が存在していた。

ちなみに、本陣の敷地面積は 215 坪であり、美濃 16 宿の中では赤坂宿の 239 坪、太田宿の 227 坪に次いで３番目の規模を誇っていた。また、脇本陣については、美濃 16 宿の中で唯一２軒を有し、その合計面積は 289 坪と他の 15 宿のいずれをも上回っていた。これ

歌川広重画「木曽海道六拾九次之内　今須」
国立国会図書館デジタルコレクションより

らの本陣および脇本陣はいずれも宿の中心部に位置し、現在の今須生活改善センター付近にあたる場所に所在していたとされ、昭和後半までその面影をとどめていたと伝えられている。

通常、１宿に１～２か所設けられることが多かった問屋場についても、今須宿には７軒が存在していた。そのうち３か所は公用人馬の通行を担当し、残る４か所は一般の通行を取り扱っていたとされる。このほか、旅籠屋は 13 軒（中旅籠７軒、小旅籠６軒）を数え、宿場としての機能が充実していたことがわかる。

宿の高札場は中央部に１か所設けられ、高さ２間、長さ３間、奥行１間の規模で、ここには人馬賃銭の規定などが掲示されていた。

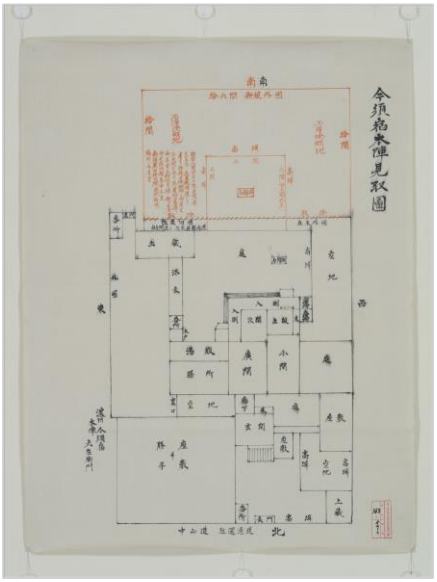

今須宿本陣見取図
関ケ原町歴史民俗学習館蔵

○今須騒動

明治維新を迎えると、宿駅制度は廃止され、宿場町は次第に衰退していった。特に明治２年（1869）は全国的な凶作の年にあたり、物価の高騰が社会全体に深刻な影響を及ぼした。今須村においてもその影響は大きく、明治元年（1868）春以降、村役人と生活に困窮する農民らとの間で、年貢の取り立てをめぐり、深刻な対立関係が生じていた。

農民らは、村役人に対し、借金の返済延期や貯蔵米の貸し下げなどを求めて交渉を重ね、12 月に入ってからも協議が続けられていた。しかし、同月 22 日夜、事態は急激に緊迫し、多数の農民が本陣及び庄屋宅に押しかける事態となった。翌 23 日夕方には、鎮静を目的として大垣藩兵 13 人が出動したが、農民側は一層騒然となり、梯子を用いて中山道を封鎖し、竹槍などをもってこれに対抗した。

この状況下で藩兵が発砲した結果、農民２人が即死し、負傷者も出たとされる。これにより、農民の怒りは頂点に達し、本陣及び村役人の居宅など計５軒が襲撃されるなど、騒動は激化し、狼藉の限りを尽くしたと伝えられている。

この騒動の際に生じたとされる刀傷（鎌傷などとも伝えられる）が、当問屋場の主屋の上の段と下の段の間の敷居に現在も残されている。今須宿の歴史、とりわけ明治初期における社会的混乱と地域の実相を伝える、欠かすことのできない貴重な痕跡となっている。

なお、このほかに今須騒動の際に当時の庄屋（木田家）が銭貨を入れて逃げ出し、今須川に埋めたとの伝承がある銅製のやかんも保存している。

伝今須騒動刀傷跡

伝今須騒動やかん

○明治時代以降の今須宿問屋場（旧山崎家住宅）周辺

明治時代に入り、宿駅制度が廃止されると、問屋場としての機能はその役割を終えることとなったが、建物自体は地域の中で大切に守り伝えられてきた。

大正７～８年（1918～1919）頃に発生した大火により、旧中山道沿いの建物は約１町（約109m）にわたって焼失したが、幸いにも当問屋場については、その被害を免れたものと伝えられている。

問屋場は、今須宿において問屋を務めた木田家が初代であったとされ、大正時代に入ると山崎家へと引き継がれ、令和５（2023）年まで代々の子孫によって管理されてきた。その後、建物が空き家となったことから、令和６（2024）年３月、当時の所有者より、町への所有権移転を前提とした維持管理について相談があり、町においては保存・活用を前提とした検討を進め、令和７（2025）年２月17日には当問屋場を町有形文化財に指定し、同年８月には町が所有することとなった。現在は、一般公開を見据えた活用の検討とともに、適切な維持管理を実施している。

問屋場付近旧中山道沿いの風景（昭和 30 年代か）
鈴木隆雄氏提供

今須宿問屋場（旧山崎家住宅）（平成 8（1996 年））
鈴木隆雄氏提供

３　今須宿問屋場（旧山崎家住宅）に関する調査等の状況

今須宿問屋場（旧山崎家住宅）は、これまで個人住宅であったことから、建造物としての本格的な調査は行われてこなかった。令和６（2024）年春、当時の所有者より当該建物の譲渡について申し出があったことを契機に、町有形文化財指定を目的として、現況調査を実施した。

本調査では、建物の現況把握を目的に、実測による図面作成を行うとともに、建築年代および建物構造等の確認を行った。以下に、その調査内容を記す。

○関ケ原町有形文化財の名称等

名　　称：今須宿問屋場（山崎家）主屋、表門及び塀
延 床 面 積：308.83 ㎡
建 築 年 代：文政11（1828）年上棟
指定年月日：令和７（2025）年２月17日　有第１号
所　在　地：関ケ原町大字今須3447番地　面積　1,471.07㎡

今須宿問屋場主屋２階　棟札写真①

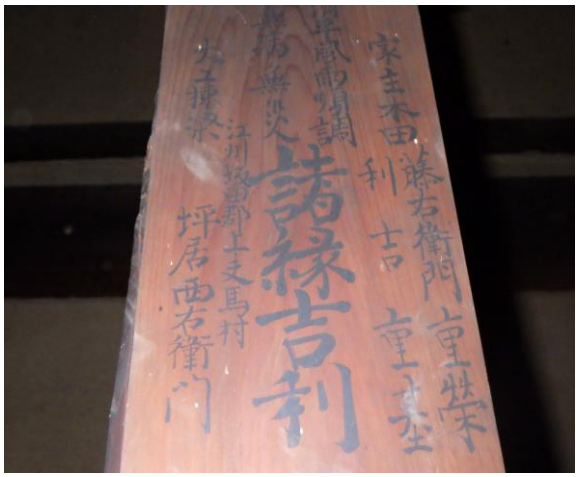
今須宿問屋場主屋２階　棟札写真②

○文化財の構造及び形式

文 化 財 の 構 成：主屋（切妻造瓦葺・2階造）、表門及び塀
　　延床面積 392.27㎡うち指定部分308.83㎡
　　（指定部分１階 244.0㎡、2階 64.83㎡）
一体となって形成：敷地、敷地内の生垣（ケヤキ他）植栽、土蔵、小屋

○所有者兼管理者の氏名及び住所

関ケ原町（岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原894-58）

○調査結果

中山道の宿場今須宿は関ケ原宿と柏原宿の中間に位置する。天保頃の状況は宿内街並の長さ東西10町55間（1.19㎞）、家数464軒で、その内に本陣１軒、脇本陣２軒、旅籠屋13軒があった。因みに本陣の坪数は215坪、美濃16宿中、赤坂宿の239坪、太田宿の227坪に次いで３番目に大きく、脇本陣は美濃16宿中唯一の２軒で、その合計は289坪と他の15宿のどれよりも大きい。これらの本陣、脇本陣はいずれも宿の中心地である中町にあった。（註１）

こうした本陣、脇本陣、旅籠屋などの宿泊施設に対して、貨客輸送施設としての問屋も多く７軒あったという。今須宿が多くの人や物の往来によって如何に賑わっていたかが窺われる。

清水家住宅は今須宿に７軒あったという問屋の唯一の遺構で、街道の北に南面して建つ。西には表門を開き、これより塀が西に伸びて境をなし、内には庭園、そしてその北に少し離れて土蔵が建っている。主屋、表門、塀と続く街道沿いの景観も当時の雰囲気を今に伝えて貴重である。

主　屋

建築年代	文政11年（1828）上棟（註２）
規模・構造	間口（桁行）15.47ｍ、奥行（梁間）16.25ｍ、切妻造瓦葺、２階造（但し、北へ突き出した台所・浴室・便所の一画は含まない）
床 面 積	１階 244.0㎡、2階 64.83㎡、延床面積 308.83㎡
大工棟梁	坪居西右衛門（江州坂田郡上夫馬村 在住）（註２）

平　面

１階は街道に沿って東から西へ「表の土間」、「板の間」、「八畳間」が並ぶ。問屋の出入口である表口は正面の東（右）寄りにあって、土間は表（南）から奥（北）「表の土間」、「中の土間」、「奥の土間」が続く。

「表の土間」は東西5.94m、南北5.70mと最も広く、吹き抜けである。この「表の土間」と「中の土間」の間には中仕切があり、「中の土間」の東には家人の出入に使用されたであろう東口がある。なお、東口から入った「中の土間」の突き当りには幅3､80m、奥行91㎝の上がり縁があり、「神様の間」への入口左右には舞良戸が建てられていて、式台玄関を思わせるような構えになっている。

「奥の土間」の北には台所・浴室・便所へと通じる裏口がある。

「板の間」からは北へ「神様の間」（註３）、「上の段」と続き、「上の段」の東に接して「下の段」がある。

また、「八畳間」からは北へ「十畳間」、「仏様の間」（註４）、「客間」が続き、「客間」には床の間と違い棚が設えてあって、格調高い部屋となっている。ま

た、東隣の「上の段」との境は土壁で仕切られていて、独立性が高められている。

２階へは「中の土間」と「板の間」の２か所から上がるようになっている。「中の土間」からは梯子を使って上がり、部屋は物置として使用されてきた。

「板の間」からは、北西隅にある板戸奥の階段から２階へ上がる。部屋は１階の「板の間」と「八畳間」、「十畳間」の上部にあり、「十畳間」の上の部屋には床の間もあるが、現在はどの部屋も家具などの収納場所となっている。

窓は南側に２か所、西側に１か所あって、南側の窓は太い格子窓である。

なお、「板の間」から２階への階段は痕跡などから、後の改変によると思われるもので、２階の部屋も後世に整備されたものと推察される。

表門及び塀

表門は主屋の西に接し、南面して建つ。屋根瓦葺、門の型式は薬医門、本柱と本柱の間隔は1.74m、間に２枚の板戸を開く。なお、控柱は下部がコンクリートで根継されている。

塀は表門から西に伸びて長さ6.235m、屋根は両下造瓦葺である。表門及び塀とも創建年代は不明であるが『中山道』（藤島亥治郎著、平成９年刊）所載の写真と現在の状況は全く同じであり、撮影された昭和49年７月６日以前に建てられたものであることは確かである。

土　蔵

土蔵は東面して建つ。置き屋根形式で瓦葺、正面（東面）に蔵前を付す。

土蔵は間口4.855m、奥行3.945m、蔵前は間口4.705m、奥行1.720mである。

建築年代不詳。

旧山崎家住宅の特質

旧山崎家住宅は旧今須宿にあって、美濃16宿の人馬継問屋中唯一の遺構といわれているものであり、たくさんの荷物を扱う広い板の間と吹き抜けの広い土間を備えた、問屋としての特色を持つ規模の大きい住宅である。

主屋は棟札によって建築年代が文政11年（1828）と明らかであり、当時のこの地方の建築技術や材料、構法等を今日に伝えて貴重である。

柱や梁などの構造材も木割太く（註５）、堅固で安定感がある。また、建築の改変は少なく、生活上止むを得ない台所・浴室・便所や外回りの窓などに限られている。

表口や中仕切の大戸、内部の建具など、当時のものが多く遺されている。

表門や塀、土蔵、庭などが一体として遺されており、往時の形態と景観を語って貴重である。

（註１）『東海道宿駅と其の本陣の研究』（大熊喜邦著 昭和17年 丸善）

『中山道』（藤島亥治郎著 平成９年 東京堂出版）
『関ケ原町史 史料編三 宿駅関係』（昭和53年 関ケ原町）
『中山道分間延絵圖 第十八巻』（昭和58年 東京美術）
『中山道―美濃十六宿―』（太田三郎・安藤利道監修 平成9年 郷土出版）

（註２）棟札（実物は縦書）

	家主木田　藤右衛門　重栄
	利　吉　重基
維時文政十一龍舎戊子年	
上梁本宅一宇専祈願	（略）　諸縁吉利
	江州坂田郡上夫馬村
仲秋大吉祥造立且	大工棟梁　坪居西右衛門

（註３）部屋名は西北の鴨居上部に神棚があることによる。
（註４）部屋名は西北隅に仏壇が据えられていることによる。
（註５）大黒柱（33cm角）を初め、主屋正面、街道沿いの柱（21cm角）、主屋の東、西、北面の大半の柱（15cm角）、板の間や土間の鴨居（成48cm×幅15cm）、太い小屋組など。

（日本建築学会終身正会員・元岐阜県博物館長　高橋 宏之）

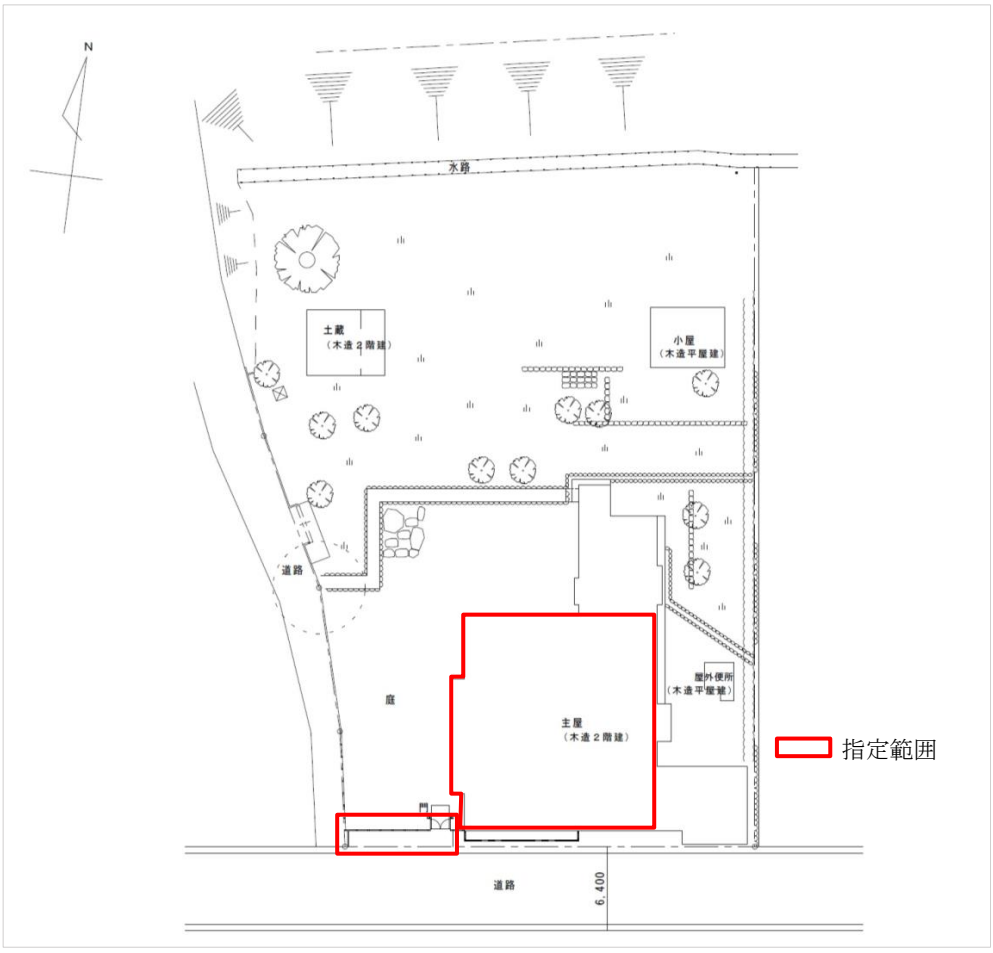

図３：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　配置図

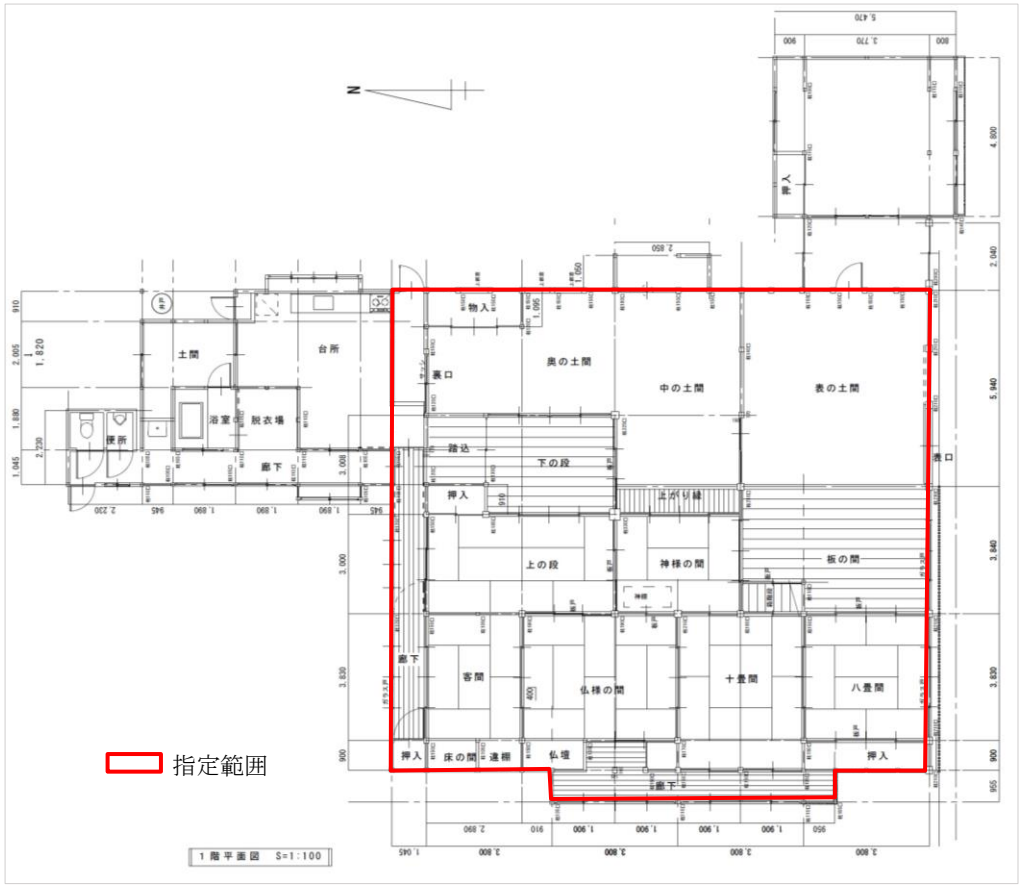

図 4：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　1 階平面図

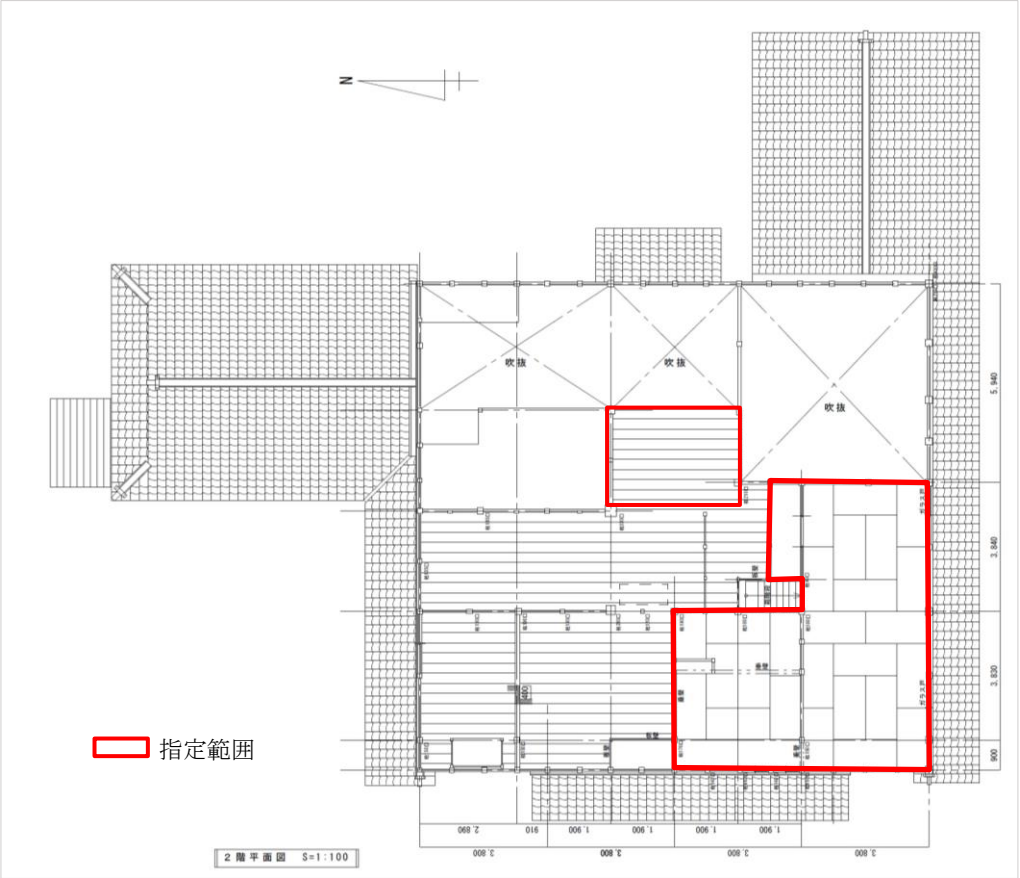

図 5：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　2 階平面図

○保存改修の履歴（主なもの）

当間屋場は、これまで個人住宅であったことから、詳細な改修履歴は定かでなかったため、令和７（2025）年度に、これまでの保存改修の履歴を調査した。以下にその内容を記す。

敷地及び周辺

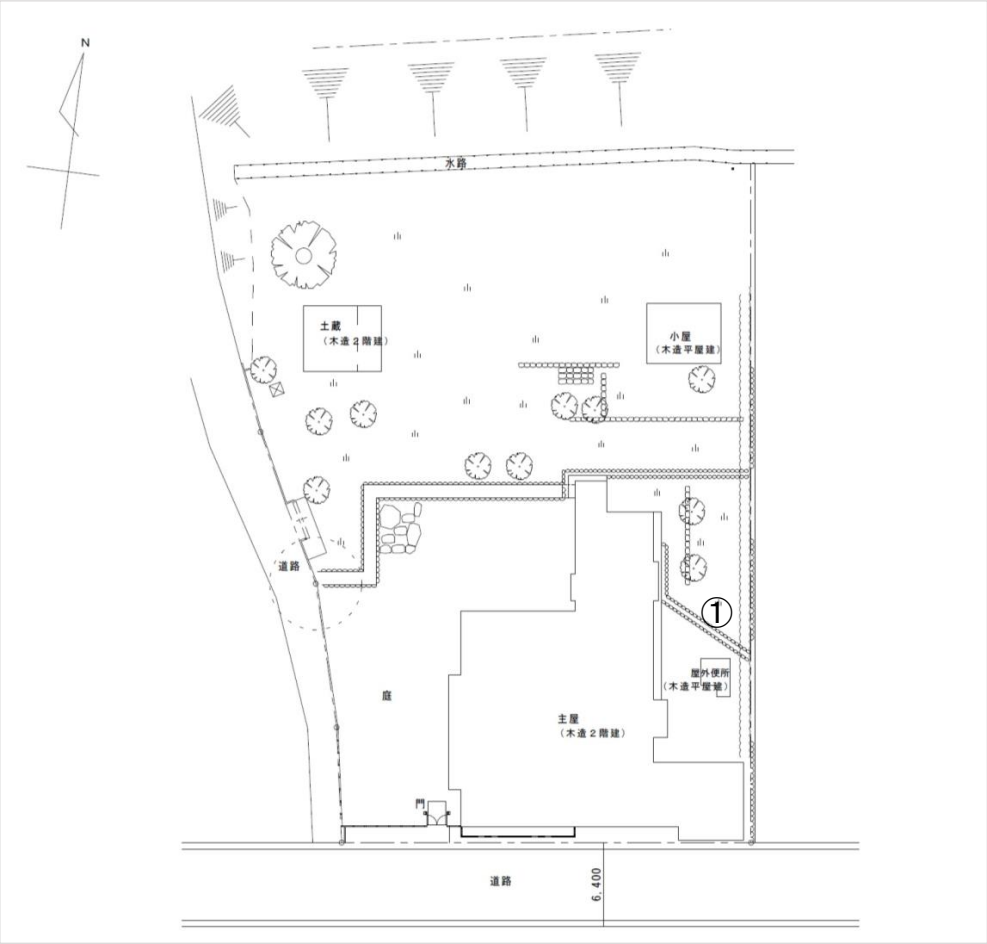

図６：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　敷地保存改修履歴整理図

①現状、仏間正面に屋外便所が設置されている。仏間正面に便所が配置される事例は一般的ではないことから、当初は別位置に仏間が設けられており、当該位置に便所が設置された後に、仏間が移設された可能性が高いと考えられる。

1階

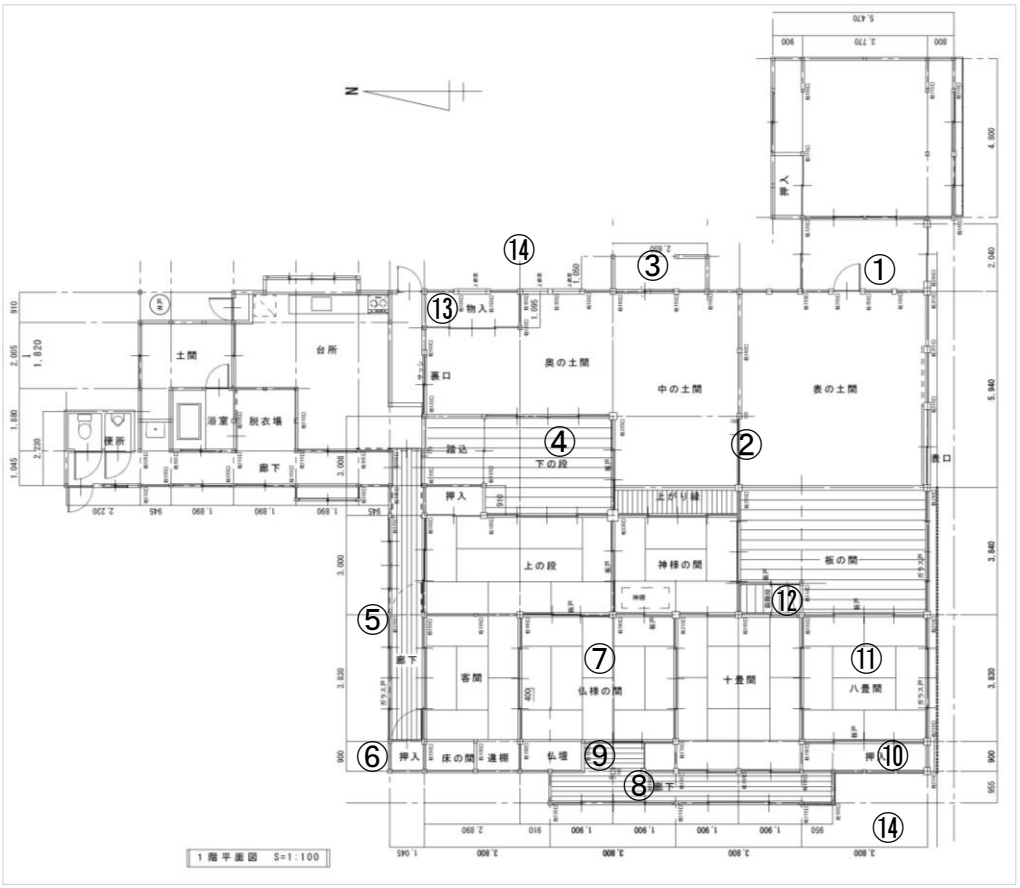

図7：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　1階保存改修履歴整理図

①表の土間から、増築部分に出入りするために東側の壁に扉が設けられ、貫が切断されている。

②表の土間と中の土間の間に、幅一間の大引戸が設けられていたものと考えられるが、中の土間の内装に伴い、当該引戸は使用不能になったものと考えられる。

③主屋東側の風よけについて、建築当初はなく、後世に増築されたと考えられる。また、東側外壁は銅板張、アルミ建具に改修されている。

④下の段については建築当初、土間であったと考えられる。框（かまち）部分に今須騒動の際の刃傷と伝えられる痕跡があることから判断される。

⑤北側廊下の建具はアルミ建具に改修されている。

⑥主屋北西の押入には、以前あった離れに通じる廊下があったと考えられる。

⑦仏様の間の床組みは、比較的新しい時期に改修されている。

⑧梁などが日に焼けて黒ずんでおり、後世に壁を抜いて西側廊下を増築したと考えられる。

⑨仏様の間の西側には、階段があったと考えられる痕跡がある。

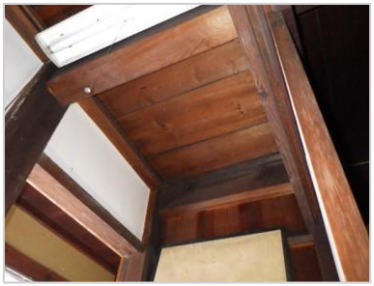

⑩八畳間の押入内には、建築当初の階段があったと考えられる痕跡がある。

⑪八畳間の中央部には炉の痕跡がある。

⑫貫、土壁、横掛材を後世に撤去し、板の間から２階に上がる箱階段が置かれた。

⑬後世の改修により物入が設置されている。

⑭西面及び東面の外壁について、現況はトタン張であるが、北面及び南面については漆喰塗りであるため、当初は同様に漆喰塗りであったと考えられる。

２階

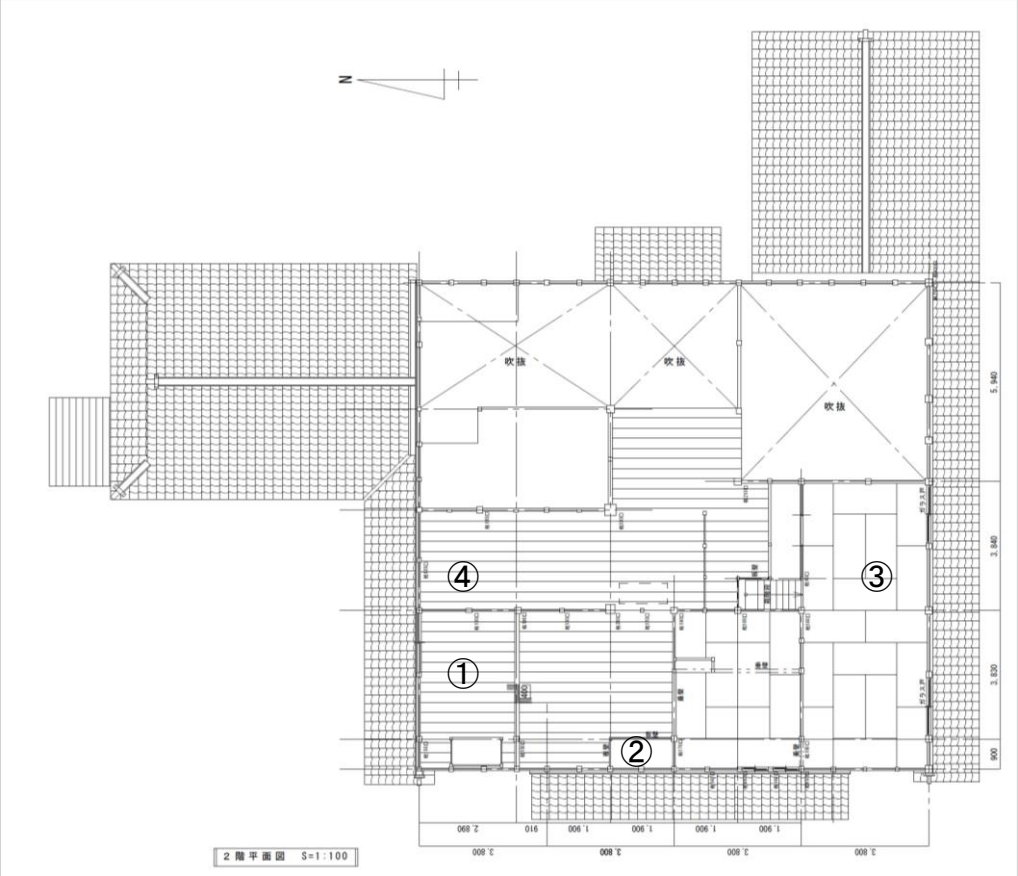

図８：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　２階保存改修履歴整理図

①２階北西部分の庇が折れ、垂木を補修した痕跡がある。

②階段があったと考えられる痕跡がある。

③建築当初の屋根は板葺きであった可能性が覗われる痕跡がある。

④野地板が新しくされて瓦葺になったと考えられる。

○活用履歴

特になし（個人宅であったため）。

4　各種法令による規制等

関連法規一覧

関連法規	概要等
関ケ原町文化財保護条例 （平成31年条例第13号）	町有形文化財であるため、改修工事に際して同条例第15条の規定により現状変更等が制限されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。
関ケ原町景観条例 （令和３年条例第23号）	高さ10m以上、又は延床面積500㎡以上の場合、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のものは届出が必要だが、現状はその適用を受けない。 ただし、努力基準に即した整備が必要である。
建築基準法 （昭和25年法律第201号）	同法第３条に規定する建造物ではないため適用除外ではなく、同法の適用を受ける。用途変更が必要であり、200㎡以上の特殊建築物に該当するため、確認申請が必要である。 改修後は不特定多数の人々が使用する想定であるため、同法の基準に基づき整備を実施する。
消防法 （昭和23年法律第186号）	歴史的建造物は用途及び面積の大小に係わらず防火対象物として位置づけされ（第 17 条及び同法施行令別表第 1 第 17 項）、同法施行令第 21 条で消火器具のほか、自動火災報知機の設置を義務付けられている。
都市計画法 （昭和43年法律第100号）	今須地区は都市計画区用途地域の指定がないため、建蔽率や容積率の制限はない。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法） （平成18年法律第91号）	2,000㎡未満の建築物は同法の適用を受けないが、公共施設として可能な範囲で移動等円滑化に配慮する必要がある。

第３章　現状と課題

１　保存の現状と課題

○保存環境

当問屋場は、中山道今須宿のほぼ中央部の旧中山道北側に立地しており、敷地北側は国道21号に隣接する。中山道を東へ約150メートルの至近距離には、閉校後の活用が課題となっている旧今須小中学校（令和３年３月閉校）のほか、旧中山道の街道景観を構成している妙応寺（創建 正平15（1360）年　曹洞宗）が位置している。

一方、国道21号に面する立地条件から、自動車の振動や排気ガス等が建物に及ぼす影響が懸念される。また、旧中山道沿いの建物でありながら、敷地が街道からやや奥まった位置関係にあるため、外部からその存在や歴史的価値が認識されにくい状況にある。

○建造物や敷地内の状態

令和７（2025）年８月より関ケ原町の管理の下、町職員による換気や巡回による定期点検にて状況を把握し、必要に応じて清掃などを実施している。

公開活用に向けた改修工事を実施するため、令和７（2025）年度に基本・実施設計に向けた耐震調査・耐震診断を実施したところ、数十年に一度程度の地震（稀な地震）では、建物が大きくゆがみ、壁のひび割れなどの損傷が出ると予想され、数百年に一度の震災級の地震（極稀な地震）に対しては、計算上の耐力を超えてしまうため、倒壊する危険性が非常に高いという結果が明らかとなった。

当問屋場を地域住民や観光客に向けて常時公開するためには、耐震補強が必要であるが、梁や耐震壁の追加など詳細については、基本・実施設計時に検討する。

また、上記調査と併せて実施した現況確認の結果を以下に記す。

敷地及び周辺

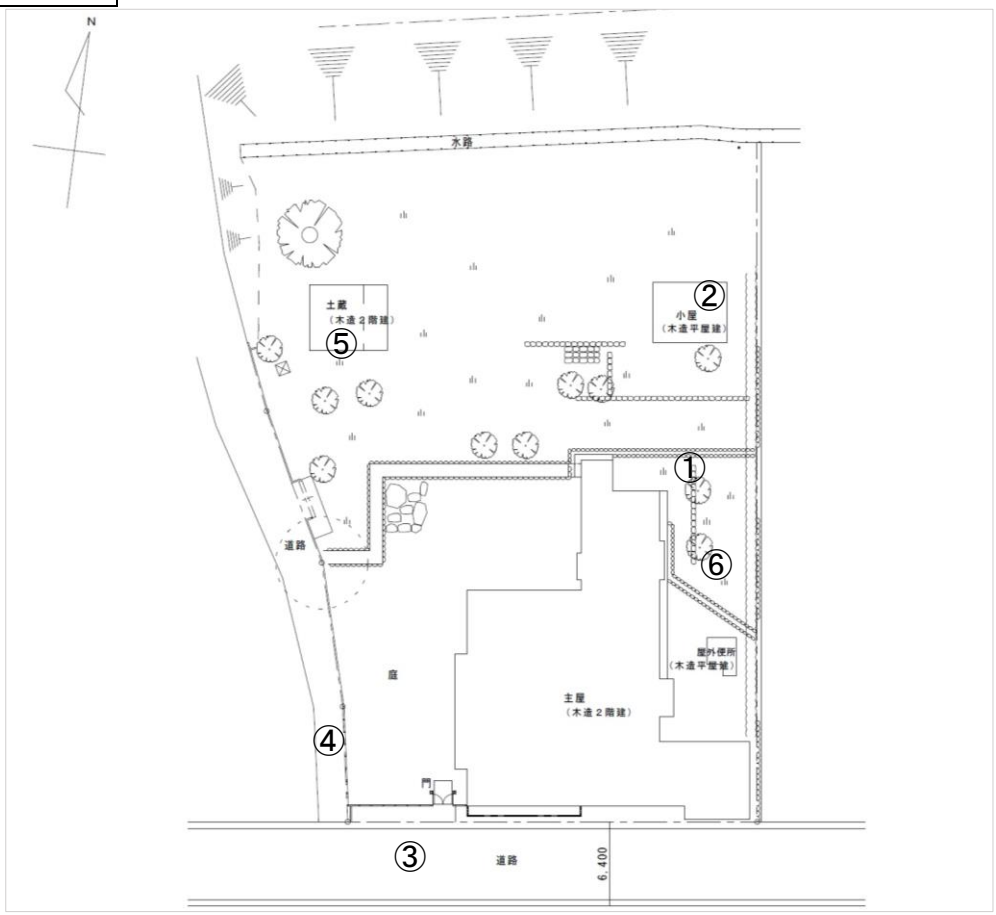

図９：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　敷地現況整理図

①敷地北側排水溝は枯れ葉などが溜まり、雨水が流れない状況であり、機能していない。

②敷地北東の小屋は老朽化が激しく倒壊の恐れがあり、危険である。

③表門及び塀について、瓦は比較的新しく状態は良いが、柱や塀の下部の腐食が激しく、修繕する必要がある。

④西側コンクリートブロック塀については、一部傾きもあり、安全性に問題があることから、改修もしくは撤去について検討する必要がある。

⑤土蔵の保存状態は悪い。

⑥主屋内や敷地周辺には、大型の石が点在している。これは旧中山道北側沿いを流れていた用水を跨ぐための石と考えられる。

⑦主屋東側の屋外便所は倒壊の恐れがあり、危険である。

１階

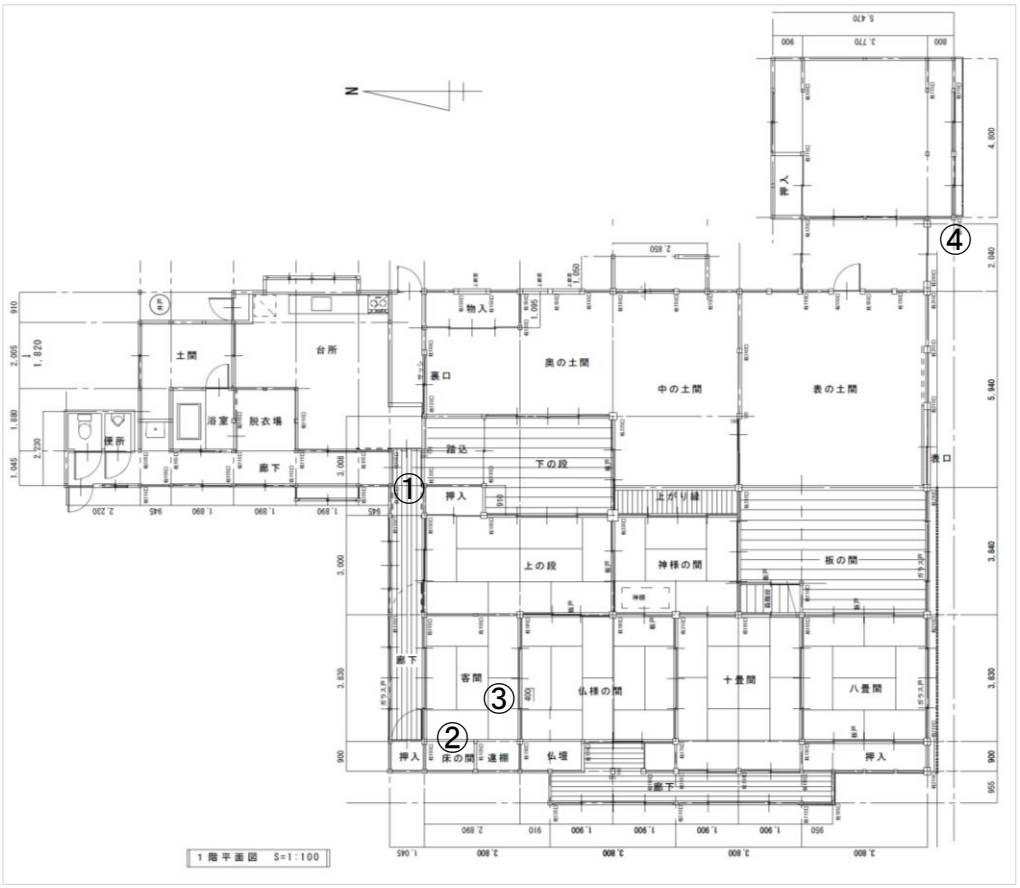

図 10：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　１階現況整理図

①北側廊下から台所にかけて梁が腐食している。北面の棟梁が折れており、２階外壁からの雨漏りの可能性がある。

②客間の床の間は、建築当初仏間があったと言い伝えられている。

③北面は雨水による浸食が見られ、特に客間の床の間、床組み、床下の大引きなどが朽ちており、腐食も激しくカビも発生している。

④旧中山道に面する南面の外壁について比較的保存状況は良いが、一部、柱下部の腐朽が見られる。

２階

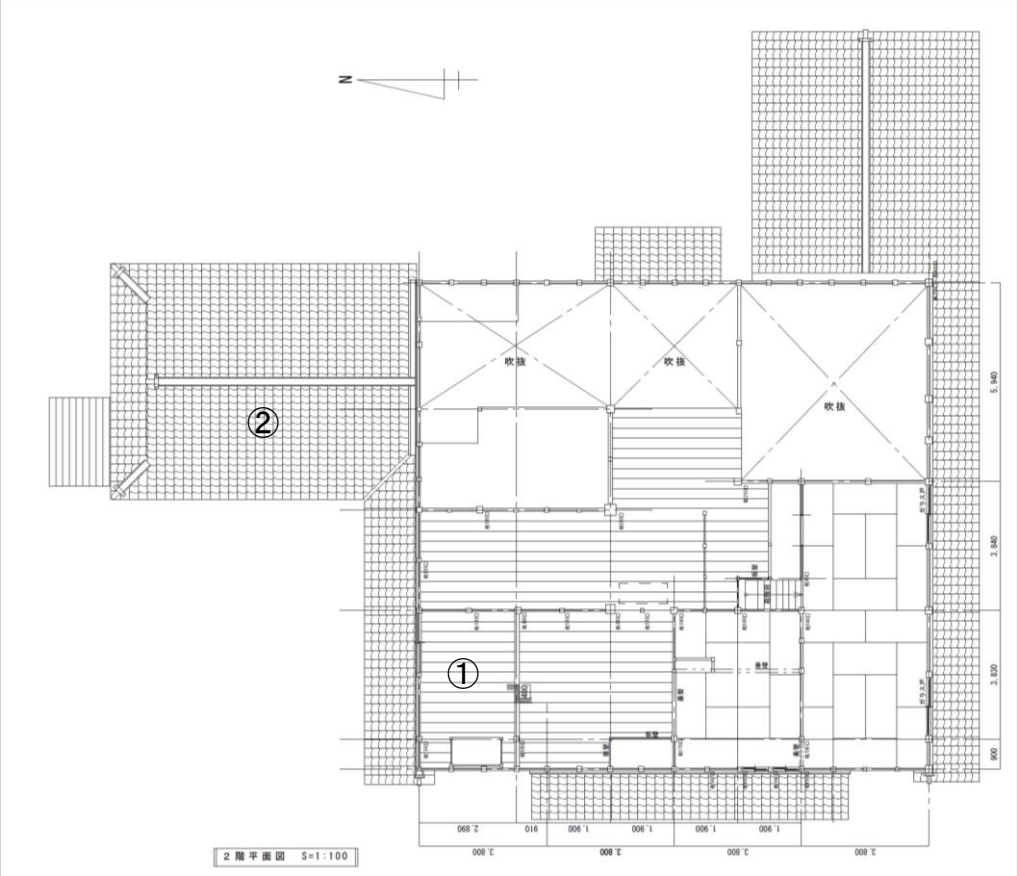

図 11：中山道今須宿（旧山崎家住宅）　２階現況整理図

①梁が折れ外壁に隙間が見られ、北側床の腐食が激しい。

②瓦葺の屋根は、近年、全面的に葺き替えされており、比較的状態が良い。

○管理体制

関ケ原町が管理者となってから、定期的な巡回、換気及び敷地内の除草を実施しているものの、常駐職員がいないため、日常的な人的監視が困難であることも相まって、現状では十分な防犯対策が整っていない。

当問屋場は木造２階造の建造物であることから構造的に火災に脆弱であるが、現在、屋内はもとより敷地内において、防火設備が整備されていない。

２　活用の現状と課題

○活用の状況

従前は個人宅であったこと、関ケ原町への所有権移転以降においても、安全管理上の問題により、屋内はもとより敷地内を立入禁止としていることなどから、地元への認知度が不十分であったため、以下のとおり限定的に公開した。

今後、今須地区の歴史・文化を発信する拠点として、町民はもとより観光客に向けた公開および活用を進める必要がある。

日程	対象・参加人数
令和７（2025）年８月26日	中山道今須宿周辺検討会出席者　10名
令和７（2025）年12月19日	せきがはら史跡ガイドほか　18名

○建造物や敷地内の状態

当問屋場は来訪者の利便性向上に資する整備がなく、バリアフリーへの対応もできていないことを踏まえ、文化財的価値を損なわない設備の整備が必要である。

また、当問屋場に隣接する駐車場がないため、旧今須小中学校駐車場を開放している。来訪者は旧中山道（町道中山道今須宿線）を横断し、町道北側を徒歩で移動することになるが、旧中山道沿いに簡易な解説サインが１基あるのみであり、同問屋場までの動線がわかりにくい。

当問屋場には上下水道設備（下水：農業集落排水）は整えられており、新たな給水設備等の整備は不要であるが、来訪者が使うことができる便益施設（トイレ）は１か所あるものの、バリアフリー未対応である。当問屋場から約200m離れた妙応寺前の公衆トイレがあるものの、洋式化されていない。

さらに、空調設備が２か所しかなく、近年の酷暑及び冬季の厳しい寒さを踏まえると、時期によっては非常に厳しい環境と言わざるを得ない。

当間屋場周囲には、将来的に建物に影響を及ぼす樹木（サザンカ等）や敷地北側の国道21号沿いには管理上重大な影響を及ぼす恐れのある樹木（ケヤキ、竹等）については伐採及び定期的な剪定を含めた維持管理が必要である。

なお、令和７(2025)年度末にケヤキの剪定及び周囲の樹木（エノキ）伐採を実施した。

○管理体制

現時点では常駐職員を配置していないが、常時、見学者の来訪を見据えた管理体制の構築が必要である。

第４章　基本方針と計画期間

１　基本方針

○調査・研究

今後、当問屋場の保存活用や整備を適切に実施するため、当問屋場に関連する諸資料の調査・研究を継続する。また、未指定範囲の追加指定や県指定有形文化財への指定も視野に入れて、調査研究を継続する。

・文献等調査
・建物調査等

○保存管理

当問屋場が地元に愛され、文化財的価値を確実に次世代へ継承するように、地域住民の生活環境や自然環境、景観との調和を図りながら、維持管理や保存措置の実施に努める。

・部分・部位の設定に基づく建造物の保護
・草刈り・剪定等の維持管理
・経過観察、経年劣化、災害への応急修繕等
・保存※1・管理※2両面から常駐職員の早急な配置
・県からの財政面・技術面等の支援を見据えた県文化財指定に向けた調整

※１　無人の状態が続くと建物の痛みが進行する恐れが高い

※２　当問屋場の解説（魅力的なイベントへの対応人材）、地元との連携（橋渡し）

○活用

当問屋場の文化財的価値をわかりやすく伝えるとともに、今須宿来訪者にとっての休憩所かつ観光案内の機能を持たせる。また、近隣自治体等とも連携して、中山道今須宿周辺の関連文化財等も含めた一体的な活用に努める。

・文化財的価値を来場者に伝えるための公開活用
・当問屋場の保護・安全面に配慮した公開範囲等の設定
・学校教育・生涯学習との連携
・観光振興
・まちづくりへの活用
・地域住民や関連団体及び有識者等との連携

２　計画期間・年次計画

当問屋場の常時公開には、最短でも２～３年を要する見込みだが、この場合、令和８（2026）年度の基本・実施設計を終えてから、令和９（2027）年度に耐震補強工事を実施し、同年度中の一般公開を目指す。

○令和７（2025）年度

・本ビジョン策定
・目指すべき中山道今須宿周辺像策定（中山道今須宿周辺検討会）

○令和８（2026）年度

・当問屋場の建築（耐震）、設備及び電気に関する基本・実施設計

○令和９（2027）年度

・建築（耐震）等の基本・実施設計を踏まえた改修工事
・一般公開

３　計画の対象範囲

計画の対象範囲は、当問屋場が位置する敷地全体とし、町有形文化財未指定部分を含む主屋及び新屋、中山道沿いの表門及び塀のほか、庭に位置する土蔵や小屋、屋外便所などの建築物全てを対象とする。

なお、今須宿問屋場の文化財的価値を来場者にわかりやすく理解してもらい、その魅力に触れることができる活用を図るとともに、危険な建築物は除去するなど、安全性を考慮した公開範囲を設定する。以下にその内容を記す。

図 12：中山道今須宿（旧山崎家住宅）保存活用ビジョン対象範囲

第５章　保存管理計画

１　保護の方針及び建造物の部分・部位の基準設定

○保護の方針

当問屋場は美濃 16 宿の人馬継問屋中唯一の遺構といわれているものであり、たくさんの荷物を扱う広い板の間と吹き抜けの広い土間を備えた、問屋としての特色を持つ規模の大きい住宅であり、表門や塀、土蔵、庭などが一体として遺されており、往時の形態と景観を語って貴重である。

改修工事にあたっては当問屋場の構造・建材を堅持する方針とし、次のとおり「部分」、「部位」を設定、部位の状況により基準を定める。これらは、耐震改修工事を実施する際、原則として遵守する。

○部分の設定

建築当初の特徴的な構造や意匠が残っている等、文化的・意匠的に価値が高く、将来的に保存していく部分を「保存部分」とし、当初の意匠や材料に配慮しつつ活用または安全性向上のために整備していく部分を「保全部分」、活用または安全性向上のために整備する部分を「整備部分」とする。

部分の区分	保護の方針
保存部分	特徴的な構造や意匠等、文化財としての価値を保存する部分。原則、当初の材料及び仕様を保存する。 構造補強や防災設備等の改変を行わざるを得ない場合は、文化財的価値に十分な配慮を行う。
保全部分	文化的価値を維持するために保全する部分。材質・色・形状を変更しない。
整備部分	活用または安全性向上のために整備する部分。

国登録有形文化材（建造物）旧宮川家住宅主屋保存活用計画（岐阜県 R2.12）を加工

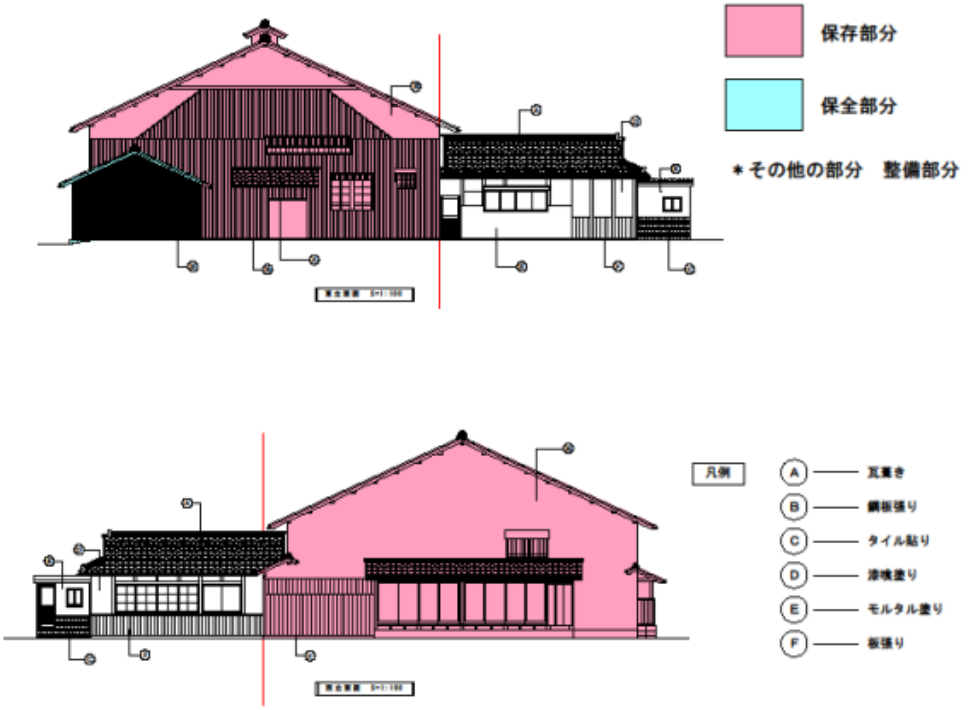

図 20：立面　部分の設定（西側、東側）

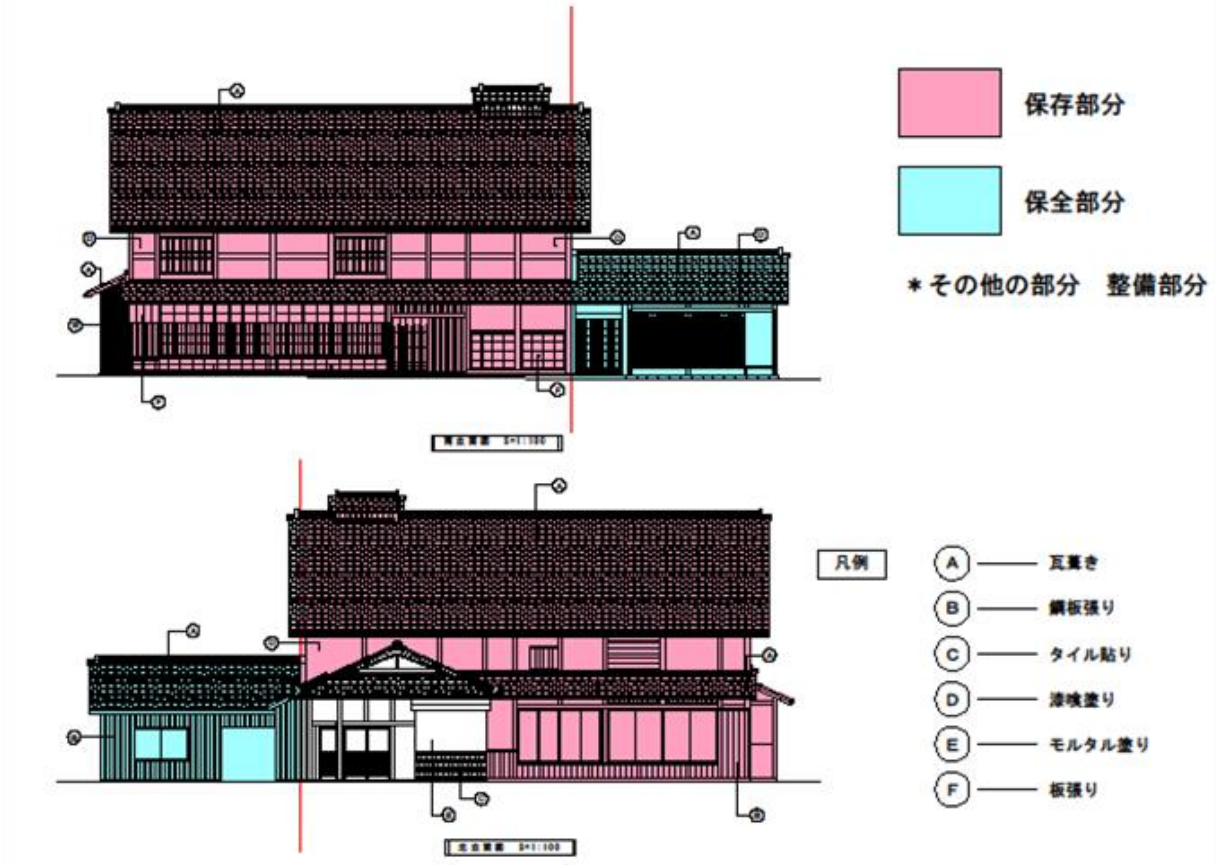

図 21：立面　部分の設定（南側、北側）

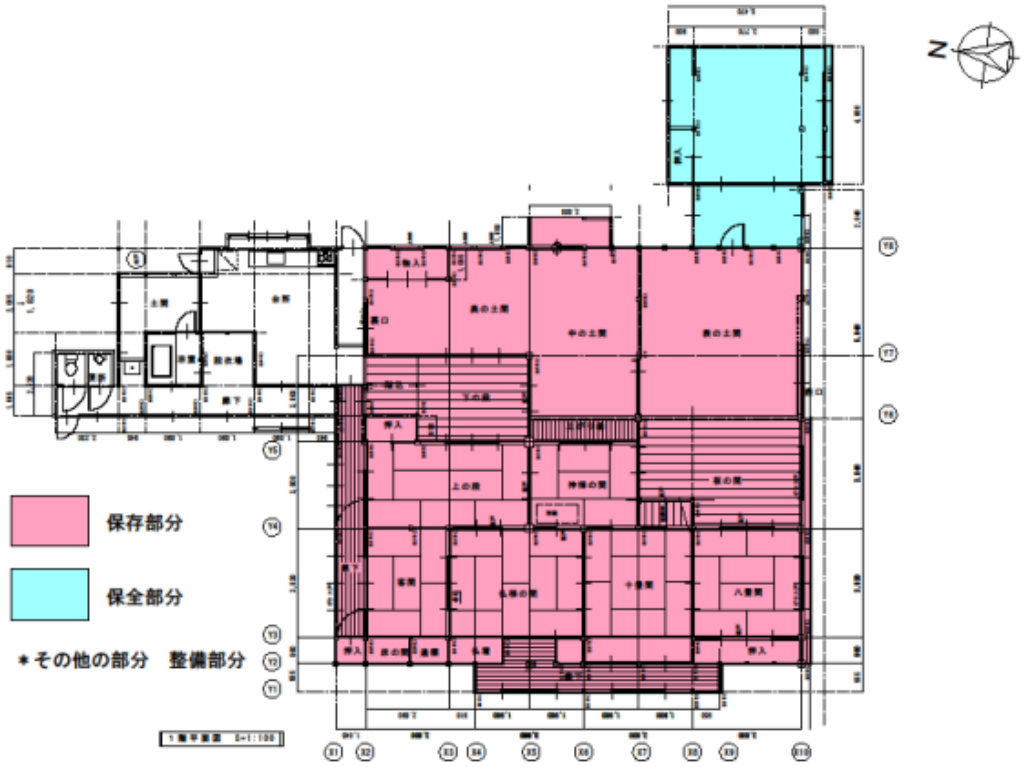

図 22：立面　部分の設定（１階）

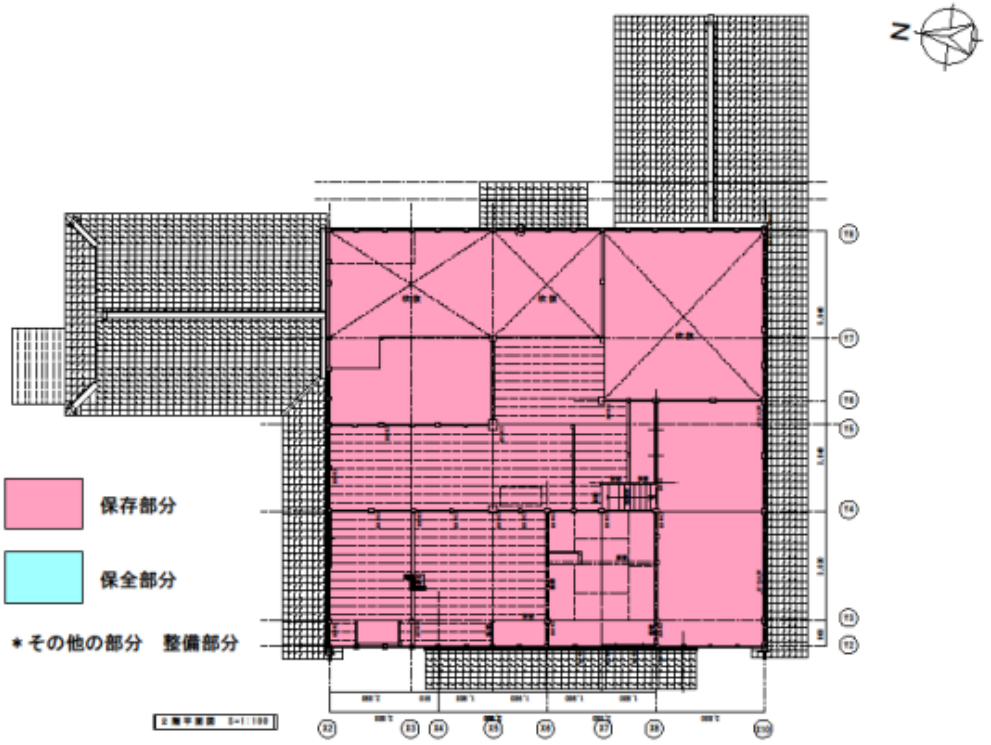

図 23：立面　部分の設定（２階）

○部位の設定及び保護基準

一連の部材等（建造物の基礎、構造材からなる軸組、床、天井等）を単位として「部位」を設定し、各部位に係る保存基準を基準１～３に区分する。

部位の設定は、当該部位が構成する部分の区分に準ずるが、特に保存が必要な部位、公開活用のために改修が不可欠となる部位については個別に扱う。

【保護区分表】

基準	部位の基準の設定方針	該当部位	部分
基準１（当初材）	材料自体を保全する必要がある部位で、基本的に建築当初に使用されていた部材。材料の形質や仕上げ、色彩の保存を行う部位で、定期的な取替え等の補修が必要な部材を示す。	小屋組を形作る柱・棟木・梁、一部床組、建具等	保存部分
基準２（後補材）	活用・補強の為変更が可能な部位を示す。	床板、床組、基礎等	保全部分
基準３（新設材）	竣工以降の改変もしくは新たに設置されたあるいは新たに設置する部位であり、意匠上の配慮を必要する部位を示す。	照明器具、防火設備、展示設備、サイン、案内板等	整備部分

令和７年度関ケ原町今須宿問屋場耐震調査・耐震診断（R8.3 公益社団法人岐阜県建築士会）

【保護基準設定表】

	部分／部位	A 保存部分 文化財としての価値を特に有する部分（主に基準１・２）	B 保全部分 文化財としての価値を減じないよう配慮しながら活用・補強などの改造が不可欠となる部分（主に基準３）	C 整備部分 文化財的、意匠的価値があまりなく、活用に伴い変更していく部分（主に基準３）
a	基準１ 材料自体を保存する部位	・特殊な材料または仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に関わる部位	・特殊な材料または仕様である部位 ・主要な構造に関わる部位	・特殊な材料または仕様である部位 ・主要な構造に関わる部位
b	基準２ 材料の形状、材質、仕上げ、色彩を保全する部位	・材料の形状、材質、仕上げ、色彩を保全する部位 ・主要な構造に関わる部位	・保存部分との調和を図り面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位
c	基準３ 材料の形状、材質、仕上げ、色彩を保全する部位	・公開活用又は補強の為特に変更が必要な部分	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・公開活用又は補強の為特に変更が必要な部分	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・公開活用又は補強の為特に変更が必要な部分

令和７年度関ケ原町今須宿問屋場耐震調査・耐震診断（R8.3 公益社団法人岐阜県建築士会）

２　現状変更等の取扱い基準

当問屋場は、今須宿の歴史的景観を構成する重要な建造物であり、町有形文化財として、その価値を将来にわたり継承していく必要がある。現状変更については、関ケ原町文化財保護条例（平成 31 年条例第 13 号）に基づき実施するが、当該建物の保存と活用の両立を図ることを目的として、以下のとおり、現状変更の取扱い基準及び必要となる手続きについて定める。

○現状変更の基本的な考え方

現状変更にあたっては、建造物の歴史的価値及び文化財的価値を損なわないことを基本原則とし、前頁の建造物の部分・部位の基準及び保護基準を踏まえ、必要最小限の範囲で行うものとし、緊急修繕を除き、原則、審議会において調査審議を経たうえで、現状変更を実施する。

また、現状変更を行う場合には、原形の保持及び可逆性の確保に十分配慮するとともに、事前調査及び変更内容の記録を整備する。

３　防災計画

○防火対策

当問屋場の公開活用にあたり、屋内消火栓（消防法の規定により 3,000 ㎡未満の建造物は不要。）や避難誘導灯は不要であるが、消防法の規定により町有形文化財は建物の用途別設置基準により、消火器、自動火災報知設備、防火管理者の設置及び 20m毎に消火器の設置、自動火災報知設備も必要になるが、詳細については基本・実施設計時に検討する。

あわせて、非常警報装置の設置及び不破消防組合西消防署による本格消火に引き継ぐまでの初期消火設備が必要だが、別途作成する防火管理計画に基づく火災の予防、早期発見及び初期消火の徹底、火気の使用制限が必要である。

○防犯対策

当問屋場改修工事後においては、監視カメラ等を活用した遠隔警備体制の構築に加え、防犯設備を導入し、安全管理体制の強化を図る。

４　環境保全計画

○駐車場

当問屋場の立地条件を踏まえると、自動車利用者や大型バスによる来訪者が見込まれるが、現状において、敷地内に駐車場を確保できる与条件ではないため、当面は旧今須小中学校の駐車場を来訪者向けに開放する。なお、一般公開後の来訪者の動向を踏まえ、新たな駐車場の必要性が見込まれた場合、近隣地での駐車場確保を検討する。

また、駐車場から当問屋場までの動線を見据えた案内・誘導サインを設置する。

○便益施設（トイレ）

当問屋場が今須宿来訪者の休憩所・総合案内所の役割を果たすためには、誰もが利用できるトイレの整備が必要であるものの、町の厳しい財政状況も十分考慮し、これまでの変遷はもとより、来訪者数や想定される利用形態、事業費など様々な検討課題があるため、詳細については基本・実施設計時に検討する。なお、既存の屋外便所については老朽化が著しいため、除去する。

○構築物の保全（撤去）

敷地北西に設置されている土蔵（木造２階建）は、文化財的価値を有する可能性があるため、保全する。

敷地北東に設置されている小屋（木造平屋建）及び屋外便所（木造平屋建）は、老朽化が激しく倒壊の恐れがあるため、撤去する。

また、敷地西側コンクリート塀については、一部傾きもあり、安全性に問題があることから、改修もしくは撤去について、基本・実施設計時に検討する。

○樹木管理

樹木管理については以下のとおり整理したが、保存管理に必要となる車両動線など、今後の維持管理を念頭に置いた樹木維持管理計画を別途作成する。

主屋周辺

主屋北側にはこれまでの所有者に管理されてきた庭であるが、近年は手つかずのまま放置されたことにより主屋に影響を及ぼす樹木がある。

北西角のサザンカについては、今後、主屋に影響を及ぼすと考えられるため伐採とし、中央のサルスベリは落ち葉が雨樋等に影響を与えているため、剪定が必要である。

主屋に影響は与えないが、鑑賞木として価値が損なわれている松については、伐採し、ツツジ、ツゲ、サザンカなどについては、定期的な剪定を行い、当間屋場の庭木の景観を維持する。

北側敷地

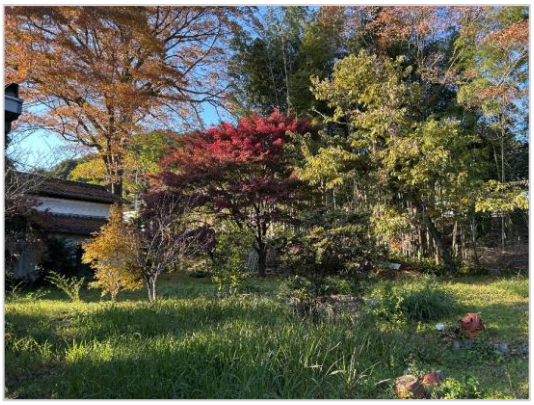

紅葉など中央部の樹木はこれまでの所有者により適切に管理されており、観賞価値も高いことから定期的に管理していく。

敷地西側の樹木群については管理が行き届いておらず、それぞれの樹木が繁茂している状態である。針葉樹や倒木の恐れがあるウメやアカメガシオは伐採し、キンモクセイはこれ以上の繁茂を防ぐため、定期的に剪定する。

敷地東側の樹木群についても管理が行き届いておらず、隣地に影響を及ぼす恐れがある。ヒノキやツバキなど境界沿いの樹木は伐採するほか、隣地境の生垣については定期的な剪定を実施し、適切に管理する。

国道21号沿い

竹林は問屋場から国道への視界を遮る景観上重要な要素ではあるが、放置すると竹林が繁茂し、樹木のほか敷地全体に影響を及ぼす恐れがあるため、定期的な間引き、伐採が必要である。

国道沿い西端のケヤキについては、当問屋場の上棟以前から生育していたと考えられる貴重な大木であり、問屋場の景観を形成してきた。ただし、北側への枝葉の繁茂については、令和７（2025）年度に剪定を実施したが、国道に影響を及ぼしかねないため、数年に一度の頻度にて定期的な剪定が必要である。

○サイン

解説・案内・誘導サイン等の整備にあたっては、文化財的価値を損なうことがないよう、構造や材質、色彩の他、設置場所・方法に配慮して実施する。

なお、既存解説サイインは、令和６（2024）年度の調査結果を踏まえた内容に修正するとともに、当問屋場の理解促進につながる敷地内サインの設置についても検討する。

５　耐震改修計画

○耐震確保

町が所有・管理することとなったことを踏まえ、不特定多数の来訪者を受け入れることができるよう耐震改修工事を行う。なお、工法採択にあたっては、文化財的価値を損なわないよう、軽微で可逆的かつ意匠等に影響の少ない補強により安全を確保するよう最大限配慮する。

あわせて、令和７（2025）年度の耐震診断結果についても、令和８年（2026）年度に実施する基本・実施設計において反映させる。

○来訪者の利便性向上に資する改修

照明・パネル等の展示設備及びタブレットを使用した小中学生の学習の場や、将来的なインバウンドの来訪も想定したWi-Fi環境を整備する。

また、近年の異常な酷暑等への対応として、文化財に十分配慮した冷暖房器具を設置する。（例：据置型）

バリアフリーについて、2,000 ㎡未満の建築物はバリアフリー法の適用を受けないが、玄関から表・中・奥の土間、土間から板の間などの段差を解消するため、移動式の補助階段やスロープを文化財としての価値を損なわないよう考慮したうえで設置する。

なお、耐震改修工事及び来訪者の利便性向上に資する改修にあたっては、国費、県費及び民間資金などの特定財源や、整備段階からの民間活力導入に加えて、地域資源の活用に努めるが、詳細については基本・実施設計時に検討する。

第６章　活用

１　公開活用の基本方針

・問屋場を包含する中山道今須宿を学ぶ場所

問屋場を通じた交通発達史のほか、中山道今須宿そのものを学ぶ場

・地元の歴史を学ぶ場所

今須騒動（P10～11）を通じた明治初期における社会的混乱と実相を学ぶ場

・来訪者や地域住民が手軽に利用できる場所

今須宿来訪者にとっての休憩スポットであり、地元の幅広い世代が気軽に集う場

・周辺地域との連携

隣接する米原市（滋賀県）、美濃16宿沿線市町、中山道関連市町村との連携強化

２　公開活用計画

公開活用範囲は主屋及び敷地（土蔵・小屋を除く）とし、主屋エリアと庭エリアの２つに分け、それぞれのエリアの特性に応じた公開活用を図る。

○主屋エリア

１階は建物そのものを観察し、問屋場当時を体感してもらうとともに、問屋場を物語る文献やパネルなどの展示物の設置により来訪者の理解促進につなげる。

２階は来訪者の安全性を確保できないため非公開とするが、問屋場そのものを感じてもらえるスペースは、説明パネルにて公開するとともに、ＶＲなど最新技術の活用を通じた理解促進、当時を体感できる取組みについて検討する。

問屋場紹介兼関ケ原PRゾーン

江戸時代当時の貨客輸送施設としての問屋場の役割に焦点を当てつつ、学びの深掘りにつなげる本陣、脇本陣、旅籠屋といった宿泊施設はもとより、当時の今須宿の賑わいや交通発達に関する歴史を学ぶことができるようにする。また、中山道今須宿を中心としつつ、関ケ原宿や垂井宿、柏原宿、醒井宿など、東西に幅を広げた学びにもつなげる。

問屋場では宿駅制度のもと、取り扱う荷物の重量に応じて人馬賃銭が定められ、これに基づき輸送に係る料金が算定されていた。このため、荷物の重量を量るための秤は、問屋場の業務を理解するうえで重要な道具である。

岐阜県御嵩町の中山道みたけ館における事例を参考に、パネル展示やレプリカの

作成・展示を行うことにより、来場者の理解促進につなげる。

また、当ゾーンは来訪者が最初に入ることを踏まえ、今須宿はもとより不破関跡や関ケ原古戦場などのパンフレット配架を通じて町全体を PR する。

今須騒動跡説明ゾーン

刀傷（鎌傷などとも伝えられる）そのものを見てもらうことはもとより、来訪者にとってわかりやすい展示を設けることとする。例えば、象徴的な展示物として、今須騒動の際に当時の庄屋（木田家）が銭貨を入れて今須川に埋めたと伝えられる銅製のやかん（P11）は、問屋場の歴史を伝えるうえで重要な展示資料である。

休憩・地元開放ゾーン

自由に飲食できる休憩スペースの確保など、来訪者はもとより地域住民が手軽に立ち寄ることができるようにする。その場所は、例えば、地元産財を活用したテーブル等の什器や、中山道関連書籍を揃えることなど考えられるが、詳細については基本・実施設計時に検討する。ただし、飲食サービスの提供には多大なイニシャルコストや運営ノウハウを要することから、民間活力導入の可能性も検討する。

また、児童や地域住民が制作した作品の展示スペースを設け、地域に開かれた施設としての活用を通じて、当問屋場の継続的な利用につなげる。

歴史講座、自治会合、子ども会行事及びワークショップなどの場所貸し（あるいは町実施事業）についても検討する。

なお、地元利用にとどまらず、広く一般にも貸出可能なエリア設定により、施設の積極的な公開活用の実現が見込める一方、当問屋場の維持管理費を全て賄うことは極めて困難であることはもとより、気軽に立ち寄る休憩所かつ総合案内所の機能を担うことができないといった懸念がある。

以上を踏まえ、有料・無料のエリア分けや、例えば、企画展実施時における料金徴収の有無などについて、一般公開までに検討する。

管理職員の休憩所等

町文化財指定範囲外となる旧台所等のスペースは、文化財指定範囲となり得る可能性があるため、現状維持のうえ常駐（管理）職員の休憩スペースとして活用する。

また、便益施設（トイレ）の検討結果（P40）によって、建物内の既存トイレを来訪者用へ開放することになった場合、公開範囲に含めることとする。

さらに、当問屋場の新屋については、管理職員が常駐し、来訪者受付スペースとして活用するが、詳細は基本・実施設計時に検討する。

≪１階間取り≫

凡例

：公開範囲

：非公開範囲

：検討中

：常駐スタッフ

イメージ③
問屋場紹介兼関ケ原PRゾーンのイメージ

イメージ④
今須騒動跡説明ゾーンのイメージ

イメージ⑤
休憩・地元開放ゾーンのイメージ

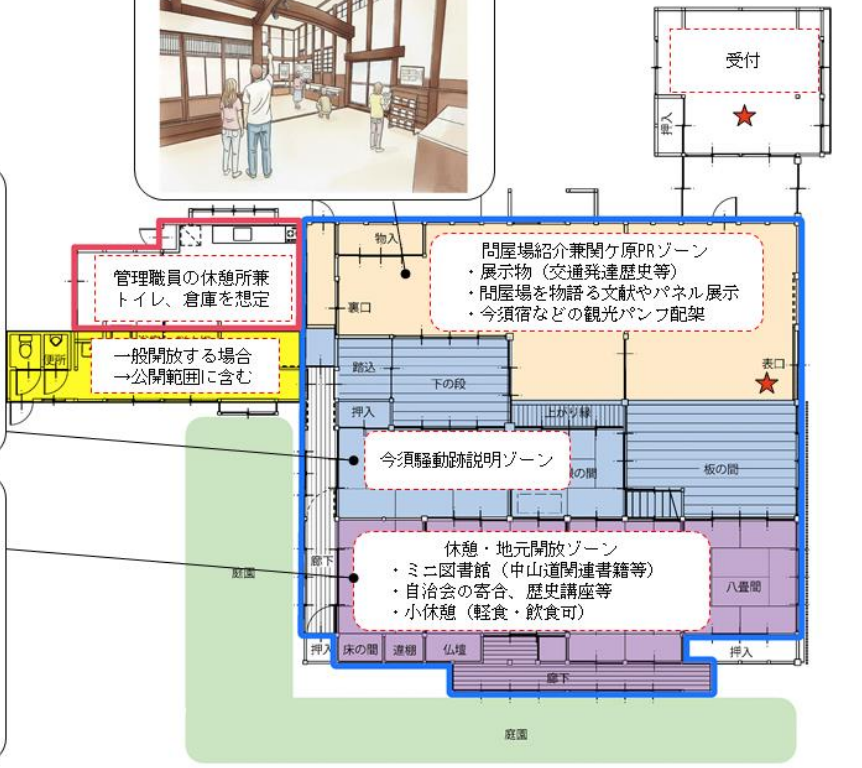

≪２階間取り≫

凡例

：非公開範囲

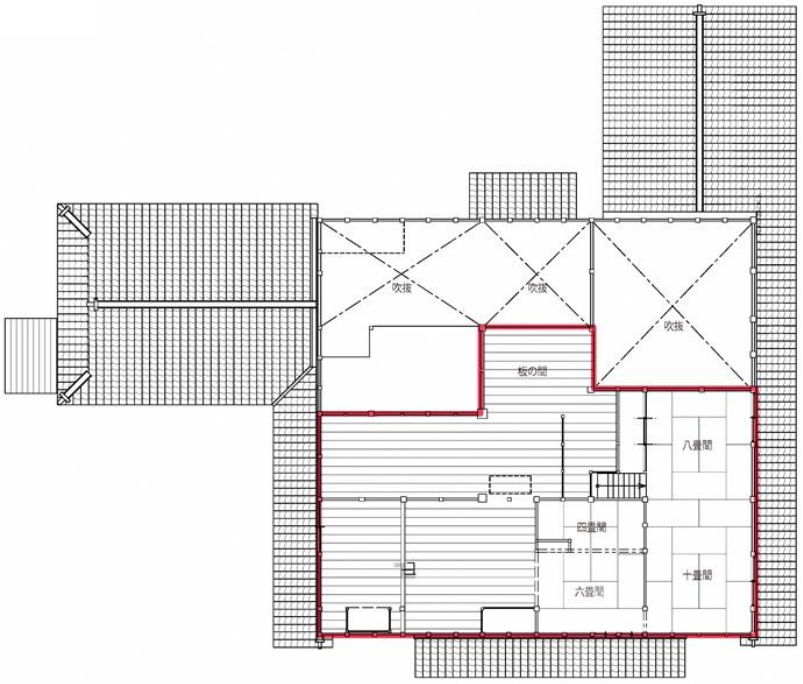

○庭エリア

主屋エリアと一体的な体験型イベントの会場や作業スペースとして使用するとともに、散策の場としても活用するが、土蔵は町有形文化財指定となり得る可能性があるため、当面非公開とする。

また、主屋西側は賓客専用の出入り口であり、その庭を通過して主屋の客間に入ったものと推測されることから、往時の状態を保存するため、散策利用に限るものとする。

○一般公開に先立った取組み（主なもの）

町民はもとより観光客に向け、一般公開に先立った限定公開を実施するとともに、SNS を積極的に活用し、中山道を巡る来訪者をはじめとする幅広い層に向けて、今須宿の歴史的資源やイベント情報、日常の風景等を継続的に発信する。

また、当問屋場の地元認知度の向上を図るため、当問屋場のリーフレット配布、整備期間中においても、問屋場の整備過程を安全性に十分配慮のうえ、現地において積極的に公開し、可能な範囲で町民が建物あるいは敷地の整備に関わることができるようなワークショップなどの実施を検討する。

第７章　運営体制の整備

１　保存管理・活用・整備等の運営と体制

○保存管理

今後も有識者の協力を受けるとともに、建造物の文化財調査等においても、有識者から適切な助言を得て実施するものとするが、実施時期は今後検討する。

また、庭の樹木の状態を良好に維持するため、有識者の助言を受けながら、樹木維持管理計画を別途作成し、同計画に基づいて実施する。

○活用

学校教育や生涯学習との連携については、せきがはら史跡ガイドの活動支援、スキルアップのほか、町内の子ども達にとっての学びの機会を提供する。

また、町外の教育機関との連携については、例えば、大学等のフィールドワークの場として活用されるよう調整する。

あわせて、中山道ゆかりの県内外市町村との更なる連携を深める。

○整備

古戦場活用推進課(当問屋場)、地域振興課(観光)、企画政策課(まちづくり）、総務課(旧今須小・中学校)、教育委員会事務局教育課（学校教育、生涯学習）などと定期的に情報共有を図りつつ、全庁的な推進体制を構築する。

○運営

管理者は地元や指定管理者（検討中）の管理を想定し、公開期間と時間は、町歴史民俗学習館に準ずる見込みだが、一般公開までに決定する。

２　地域住民の参画

地元自治会、ITO、中山道今須宿周辺検討会など各種取組みを通じて、地域住民の積極的な関与を促していく。

また、敷地内の草刈り等を含め、既に実施している日常的な維持管理等は担当課にて継続するが、建物の見回りや除草について地域住民が関わることが可能になる仕組みづくりについても検討する。

第８章　事業計画

１　整備の優先順位

来訪者の安全確保を最優先としつつ、当問屋場の歴史的意義を次世代へ継承するための取組みを優先的に推進するものとする。

・一般公開に供するための耐震補強工事
（令和７年度：耐震調査実施済　令和８年度：基本・実施設計）
・当問屋場を含む中山道今須宿及び地元の歴史を学ぶための設備確保
（例：展示物、和室用ケース・パネルなどの展示用品、説明パネル、照明等）
・トイレ整備（同問屋場建物あるいは敷地内に整備することとなった場合）

なお、関ケ原町の厳しい財政状況を勘案し、可能な限りコスト縮減に努めるとともに、財政負担の平準化を図っていく。

また、国費や県費や民間資金などの特定財源、民間活力導入、地域住民や地元企業をはじめとした地域資源の活用に努めるものとする。

２　随時見直し

町は今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、本ビジョンの見直しを図ることにするとともに、当問屋場の一般公開を行った段階にて、これまでの本ビジョンの進捗状況の効果検証を行うものとする。

今須宿問屋場（旧山崎家住宅）保存活用ビジョン

発行者｜関ケ原町
編集者｜古戦場活用推進課

〒503-1592
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原894-58
【TEL】　0584-43-1111(代)
【H P】　https://www.town.sekigahara.gifu.jp/